

第2期

千葉市地域福祉計画

計画期間 平成23~26年度



平成23年3月
千葉市



「花のあふれるまちづくり」
シンボルキャラクター
ちはなちゃん

これからの福祉は、誰もが安心して充実した生活を送れるよう、地域にお住まいの方々が手を携え、助け合い、つながりを強め、住民参加による地域福祉体制を築きあげることが重要です。

本市では、平成18年3月に策定した「第1期千葉市地域福祉計画」に基づき、「ちいきの力で はなし合い助け合い なかまと暮らす」地域社会づくりを推進してまいりましたが、高齢化のさらなる進展により、福祉ニーズが増大し、その内容も多様化しております。

そこで、この間に生じた新たな課題への対応や施策のより一層の充実を図るため、この度、平成23年度からの4年間を計画期間とする「第2期千葉市地域福祉計画」を策定しました。

本計画では、「情報提供・相談体制」「居場所の確保・社会参加」「支え合いの仕組みづくり」「意識啓発・人材育成」「基盤づくり」の5つの基本テーマと主な取組項目を定めるとともに、各区の地域福祉計画や社会福祉協議会の地域福祉活動計画と互いに連携して、自助・共助・公助による地域福祉をさらに推進することとしました。

今後は、これらの計画に基づき、地域の取組みを支援する施策の一層の充実に努めてまいりますので、市民の皆様の参加とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、貴重なご意見・ご提言を賜りました千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会の委員の皆様をはじめ、ご協力をいただきました皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成23年3月

千葉市長 熊谷 俊人

第2期千葉市地域福祉計画 目次

第1章 地域福祉について

- 1 地域福祉計画とは…………… 1
- 2 地域福祉の推進における自助・共助・公助の役割…………… 3

第2章 千葉市の現状、第1期計画の取組状況

- 1 千葉市の地域福祉の現状…………… 4
- 2 地域福祉を取り巻く環境の変化…………… 8
- 3 第1期計画を踏まえて…………… 10

第3章 第2期千葉市地域福祉計画の概要

- 1 基本的な考え方…………… 11
- 2 策定の経緯…………… 11
- 3 各区地域福祉計画、他計画との関係…………… 12
- 4 計画期間…………… 16

第4章 基本テーマと取り組み

- 1 基本テーマ…………… 17
- 2 基本テーマを具体化するための施策…………… 18
 - 基本テーマ1 情報提供・相談体制…………… 19
 - 基本テーマ2 居場所の確保・社会参加…………… 22
 - 基本テーマ3 支え合いの仕組みづくり…………… 26
 - 基本テーマ4 意識啓発・人材育成…………… 30
 - 基本テーマ5 基盤づくり…………… 33

資料編

- I 千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員一覧…………… 38
- II 事業一覧…………… 39
- III 各区地域福祉計画の概要…………… 44
- IV 地域福祉に関するアンケート調査…………… 57

－ 第1章 地域福祉について －

1 地域福祉計画とは

(1) 背景

みなさんは、「地域福祉計画」と聞いて、どのようなものを想像されますか。

言葉から推測すると地域の福祉を進めるための計画？とも思われますが、「漠然としてイメージがわからない」、また、「福祉に関する計画は高齢者や障害者、こどもに関するものなどいろいろとあるので、その違いが分からない」といった印象を抱く方も多いのではないのでしょうか。

確かに、今まで福祉と言えば対象者ごとの福祉の議論が中心でしたが、本来の福祉は分野を超えた包括的なものです。

更に行政だけではカバーしきれない身近な生活課題を地域住民が中心になって担っていくという考え方に、「地域福祉」の原点があります。

保健福祉に関する市民のニーズは多様化し、こどもから高齢者まで、障害の有無に関わらず、誰もが皆安心して充実した生活を送るためには、お互いのコミュニケーションを深めるとともに、「地域で支え合う力」を高めることが一層大切になっています。

行政においては、そのような市民のニーズに対応するため、多様な保健福祉サービスの提供が求められていますが、一方、地域においても、住民、町内自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会地区部会（以下「社協地区部会」という。）、NPO・ボランティア、社会福祉事業者、学校、企業など各地域に所在する様々な団体・組織等が、行政と連携し適切な役割分担の下にそれぞれの身近な生活課題の解決に取り組むことが求められます。

本市では、平成18年3月に「住民参加」、「連携」及び「共生」という3つの視点から地域における保健福祉を中心とした活動をより積極的に推進するための『花の都・ちば ささえあいプラン』（第1期千葉市地域福祉計画 計画期間：平成18年度～22年度）を策定しました。

また、各区ではこれと同時に区内の地域住民が中心となり、身近な地域での様々な生活課題を解決するための「区地域福祉計画 計画期間：平成18年度～22年度」を策定しました。

今回、第1期計画の実施、取り組みにより生じた課題や残された課題、千葉市を取り巻く環境の変化や社会情勢を踏まえて予測される課題を解決するために、第2期千葉市地域福祉計画・第2期各区地域福祉計画を策定するものです。

(2) 社会福祉法における地域福祉の位置付け

これからの福祉は、地域社会を構成するすべての人々が手を携えて、生活の拠点である地域に根差して助け合い、それぞれの地域で誰もがその人らしく、安心で充実した生活が送れるような、地域社会を基盤とすることが重要であると考えられます。

地域福祉計画は、そのような地域福祉を推進するために、平成12年6月の社会福祉法の改正により新たに規定された計画です。

社会福祉法第107条「市町村地域福祉計画」

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(3) 地域福祉を推進するための大切な視点

地域福祉は、市民と行政とが共に力を合わせて進めるものです。

そこで、地域福祉を進めるために策定される「地域福祉計画」は、直面する生活課題に対し市民の自発的活動とそれを推進する行政の施策がうまく結び付いて、相互に補完し合うものとなるように考えていくことが大切です。



共に力を合わせると
言っても、具体的には
どうするのか？

2 地域福祉の推進における自助・共助・公助の役割

市民の自助努力を出発点として、地域福祉の推進という共通目的を持つ市民及び行政とが、それぞれの特性を活かした役割分担の下に生活課題の解決に向けて努力することが必要です。

このため、「自助・共助・公助」が適切に連携し、地域全体で支え合い助け合う地域社会を作り出すことが必要です。

自 助

「自助」とは、「自分のことは自分で行うこと！」
日常生活の中で自らの責任において、自分でできることは自分たちで行うということです。
行政まかせや他人ごとではなく、個人や家族が自ら解決するということです。

共 助

「共助」とは、「地域住民同士の支え合い！」
地域に暮らす誰もが福祉の受け手であるとともに担い手であることを自覚し、地域の中でそれぞれが役割を担っていくことです。
隣近所をはじめ、様々な団体・組織が地域で連携を深めて、共に支え合い助け合いながら、地域の生活課題の解決を図るものです。

公 助

「公助」とは、「個人や、地域、民間の力だけでは解決できないことについて、行政が自助、共助の取り組みを支援するとともに、基盤づくりを行うこと！」
各種の公的施設の整備、法律等に基づく制度や行政サービスの実施、専門性をもった人材の育成、情報・相談体制の整備などがあげられます。



—第2章 千葉市の現状、第1期計画の取組状況—

1 千葉市の地域福祉の現状

千葉市は、市域が広く、地域により都市形成の過程や交通基盤などのインフラ整備、住民の生活スタイルなどが異なります。

そこで、それぞれ地域の実情を十分に反映するため、住民の参加と活動により生活課題の解決を図る区ごとの「区地域福祉計画」と、6区の計画内容を踏まえ市として取り組むべき施策を中心とする全市的な「市地域福祉計画」を策定しています。

(1) 区計画について

身近な地域での様々な生活課題に対して、自分のことは自分で行うこと（**自助**）、地域住民同士が支え合うこと（**共助**）を中心とした住民による参加・活動の計画です。

策定当初から多くの市民が参加し、地区フォーラムや区の策定委員会を通じて自ら課題を設定し検討を行ったものであり、その中で提案された身近な生活課題の解決策を盛り込んでいます。

(2) 市計画について

地域福祉に関する基本的理念や意義を明らかにするとともに、区計画の取り組みを支援する施策、施設整備や人材育成等地域福祉を推進するための基盤づくりを行う施策（**公助**）を盛り込んでいます。

千葉市の地域福祉計画は、「区計画」と「市計画」で役割を分けているんだね。
それぞれの計画ではどんなことをしてきて、
今後は何が必要になるんだろう。



(3) 第1期区地域福祉計画の実践傾向

第1期区地域福祉計画には、生活課題解決のための自助・共助を中心とした具体的取り組みが、次表のとおり掲載されています。

区名	中央	花見川	稲毛	若葉	緑	美浜
取組数	51	106	35	29	31	39

これらの具体的取組については、区地域福祉計画推進協議会の各委員が自らの活動母体を中心にその実践状況を情報収集し、結果を同協議会に報告しています。

当該協議会では、それらの報告を集約し、大まかに分類整理しました。実践傾向は次表のとおりです。

	分類区分	実践傾向
1	相談体制	社協地区部会や町内自治会の広報紙による活動事例の紹介や、子育て相談など地域での生活相談が行われている事例が報告されています。
2	情報提供	
3	交流の場	社協地区部会を中心に高齢者や子どもを対象とした交流の場づくり（サロン事業）が活発に行われている反面、障害者を対象とした事例報告は少数に止まりました。
4	社会参加	
5	見守り体制	様々な団体が、一人暮らし高齢者等の日常生活全般に及ぶ支援体制づくりに取り組んでいます。また、町内自治会による防犯パトロールや地区部会による緊急時の支援体制づくりや防災・防犯マップづくりの事例が報告されています。
6	防災対策	
7	人材育成	地区部会や民生委員と連携しボランティア講座や研修会を自主的に開催している例や中学校において福祉教育や福祉活動が行われている例が報告されています。
8	福祉教育	
9	基盤整備	地域住民が点字ブロック上の障害物調査を行った事例などがある反面、バリアフリー化の推進等、住民の取組項目に馴染まないものの多くが未着手となっています。
10	その他	

※取り組みにより複数の分類にまたがるものも多くありますが、そのような取り組みは目的が一番近い項目で分類しています。

(4) 第1期市地域福祉計画の推進状況

ア 計画に定める施策の実施状況

第1期市地域福祉計画では、5つの基本テーマを具体化するため、計107の施策を実施することとしましたが、その進捗状況は本計画策定時（平成22年12月末現在）において次表のとおりです。

基本テーマ	施策の方向	実施	未実施
知る・えらぶ (計21事業)	手軽に気軽にわかりやすく情報が得られる(9事業)	6	3
	相談しやすい体制をつくる(12事業)	11	1
つどい・参加する (計30事業)	身近な居場所を確保する(11事業)	8	3
	多様な交流の機会を増やす(10事業)	10	0
	社会参加の機会を増やす(9事業)	8	1
ささえる・つなぐ (計32事業)	身近なささえあいの仕組みをつくる(11事業)	11	0
	安心して暮らせるまちをつくる(11事業)	10	0
	地域のネットワークをつくる(10事業)	9	1
育ち・育てる (計15事業)	担い手となる人材を地域で育てる(10事業)	9	1
	福祉のこころをはぐくむ(5事業)	5	0
基盤をつくる・進める (計9事業)	地域福祉の基盤をつくる(4事業)	4	0
	住民参加の仕組みをつくる(5事業)	5	0
107事業	—	97	10

107施策のうち、「簡単じゃないか福祉システム(仮称)」の構築等の情報提供の充実や保育所所庭の休日開放等の居場所の確保など一部の施策は未実施でしたが、その他の97施策は実施しており、一部の施策を除き概ね計画どおりの施策展開が図られました。

イ 計画を推進するために実施された主な事業

(ア) 各区地域福祉計画推進協議会の設置・運営(平成18年度～)

各区地域福祉計画を、地域住民が自主性と主体性を持ち積極的に実践するに当たり必要な環境づくりを推進するため、地域住民、地域福祉活動者及び社会福祉事業者等で構成する区地域福祉計画推進協議会(以下「区推進協」という。)を設置しました。

区推進協では、計画に関する情報の「プラットフォーム」として、情報交換を通じて計画に基づく取り組みの成果を共有しながら、課題やその解決策、また、今後の取り組み方策について意見交換するほか、①計画に関する広報、②地域福祉の活動団体間の情報交換及び連絡調整、③計画の取組状況の把握、④行政機関や千葉県社会福祉協議会との連絡調整などを行っています。

(イ) 市地域福祉計画推進協議会の設置・運営(平成20年度～)

市地域福祉計画の見直しや地域福祉を推進する取り組みの検討、同計画や各区地域福祉計画の進捗状況を把握するため、学識経験者、福祉関係等の団体の代表者、各区地域福祉計画推進協議会委員長や公募市民等で構成する市地域福祉計画推進協議会(以下「市推進協」という。)を平成20年度に設置しました。

平成22年度からは、その機能は市社会福祉審議会地域福祉専門分科会(以下、「市社福審地域福祉専門分科会」という。)が引継ぐこととなりました。

回	年 月 日	主 な 議 題
1	20年11月13日	委員長・副委員長の選出、本市における地域福祉の現状と課題、今後のスケジュール
2	21年 3月25日	公的福祉施策の現状等と地域福祉に係る国の動向 市計画の推進状況
3	21年 6月11日	副委員長の選出、市計画の推進状況と課題 区計画の見直し
4	21年 9月 4日	区計画の推進状況（中央区・若葉区・緑区）
5	21年11月 4日	区計画の推進状況（花見川区・稲毛区・美浜区）
6	22年 2月16日	区計画の推進状況の傾向と課題、市計画の見直し
7	22年 3月23日	市計画の見直し、次期市計画の策定方針
8	22年 7月21日	第2期市計画素案の検討
9	22年10月19日	第2期市計画案の検討
10	23年 3月16日	第2期市計画の策定

**(ウ) 「始まっています!! “ささえ愛・たすけ愛” (地域福祉活動事例集)」の発行
(平成19年度)**

計画が具体化され実践にまでつながるよう、新規に活動を開始する方や活動領域の拡大を検討している方たちの参考となる事例集を平成20年3月に発行しました。事例集には、市内で実践されている社協地区部会や町内自治会、NPOの活動事例が12事例（1区2事例）掲載されています。

(エ) 地域福祉パイロット事業 (平成18年度・19年度)

社協地区部会等が行う、先進的・模範的な社会福祉の増進に資する事業や区計画に位置付けられている事業などに対し、事業開始に伴う諸経費を助成しました。1事業につき10万円を上限として、2年間で延べ90事業を対象としました。

(オ) 地域福祉推進モデル事業 (平成20年度・21年度)

区計画に位置付けられた取組項目を、新規で自主的に企画・運営する地域の様々な団体に対し助成を行いました。

本事業は、新規事業の開始を市が2年間にわたり側面支援することで、自主事業の安定的な運営を図ることを目的としました。

1団体年間15万円を上限として、見守り体制の構築等を行う社協地区部会や福祉マップを作成するボランティアグループなどの計12団体に助成を行いました。

2 地域福祉を取り巻く環境の変化

(1) 千葉市の状況の変化

本市の総人口は、平成22年9月30日現在、95万8,457人（「住民基本台帳・外国人登録原票」に記載された人口）となっており、第1期計画初年度の平成18年4月1日現在（92万6,729人）に比べて3万5千人程度の増加となっています。

[急速な高齢化]

65歳以上の高齢者人口は、平成22年9月30日現在で19万1,313人となり、高齢化率も16.5%から約20%に上昇しています。区別の高齢化率では、若葉区（24.2%）が最も高く、花見川区（21.1%）、稲毛区（19.76%）、中央区（19.75%）、美浜区（17.9%）、緑区（16.2%）の順ですが、いずれも平成18年の計画策定時に比べて急速な高齢化が進んでいます。



◎急速な高齢化に伴う意識と対策について

・美浜区幸町2丁目地区で実施されている一人暮らし高齢者見守り支援事業（高齢福祉課）に関わる実態調査を行ったところ、結果の特色として、ニーズ把握と見守りを優先して取り組み、また、対策の検討が必要とされています。

（千葉市一人暮らし高齢者見守り支援事業にかかわる実態調査等から抜粋

調査世帯：5,671世帯 回答数 1,520）

日常生活で見守りを必要としている	65歳以上の一人暮らし世帯では・・・
	12.5%
近所との付き合いがほとんどない	80歳以上の一人暮らし世帯では・・・
	23.7%
	65歳以上の一人暮らし世帯では・・・
	9.6%
	80歳以上の一人暮らし世帯では・・・
	11.9%

[少子化]

14歳未満の年少人口については、平成22年9月30日現在で132,536人、年少人口比率は13.8%となっています。区別の年少人口比率は、緑区（16.8%）が最も高く、美浜区（15.1%）、稲毛区（13.6%）、花見川区（12.94%）、中央区（12.89%）、若葉区（12.7%）の順となっています。

平成21年の出生率（人口千人対）は、8.6と全国平均の8.5より低くなっていますが、合計特殊出生率については、平成21年では、1.27となっており、全国平均の1.37を下回っています。

(2) 国の動向

ア これからの地域福祉のあり方に関する研究会

平成19年、厚生労働省において、「地域社会で支援を求めている者に住民が気づき、住民相互で支援活動を行う等地域住民のつながりを再構築し、支え合う体制を実現するための方策」について検討するため、「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」が設置されました。

翌年3月末に検討の結果が報告書として取りまとめられ公表されました。

本報告書のうち、「IV 地域福祉を推進するために必要な条件とその整備方策」において、市町村の役割として従来の福祉の枠にとらわれない総合的なコミュニティ施策が必要であることなどが明記されており、市計画の見直しを行うに当たり留意する必要があります。

イ 要援護者の支援方策について

平成19年8月、厚生労働省から関係6課長名で「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」と題する文書が都道府県・指定都市・中核市宛て発出されました。

そこには、要援護者の把握や要援護者情報の共有、要援護者の支援等についての市町村の適切な対応が記載され、地域福祉計画にはそれらを記載することが求められています。

したがって、市計画の見直しを行うに当たり、この点について留意する必要があります。

また、当該文書では「避難支援ガイドライン」に基づき「避難支援プラン」を作成することも求められていますが、この点について本市では、平成22年3月に同プランに該当する千葉市災害時要援護者支援計画を作成しています。

3 第1期計画を踏まえて

平成18年に第1期計画を策定した際は、地域住民を含む様々な関係者から成る地区フォーラムを市内に24設置し、合計408人ものフォーラム委員が地域に密着した生活課題の抽出から解決に至るまで話し合いを重ね、策定作業を行いました。

このような多数の市民を交えての計画の策定は、市にとっても初の試みであり、計画の内容もさることながら策定それ自体が画期的で意義あるものでした。

第1期計画の推進について、区計画は各取り組みを地域で実践しながら各区推進協で成果や課題を共有してきました。

また市計画では各分野において行政施策の推進に努めるとともに、市推進協で千葉市の現状を見ながら、新たな課題や6区計画を推進する上での課題を議論してきました。

第2期計画は、区推進協で区計画を、また、市推進協で市計画の見直しを行い、それぞれの計画におけるこれまでの成果、また新たに生じた課題や残された課題を踏まえながら、策定に向けて検討してきました。



これまでに多くの人に参加して、計画を進めてきたんだ。

その中で出た課題については、第4章でテーマごとに整理されているよ。

—第3章 第2期千葉市地域福祉計画の概要—

1 基本的な考え方

第2期市地域福祉計画の策定にあたっては、第1期計画策定にあたり多くの市民の参加の下で抽出した生活課題やその解決策は引継ぎつつ、新たに生じた課題や社会情勢の変化等に対応するための取り組みを盛り込むこととしました。またわかりやすく体系を整え、第1期計画に比べてコンパクトにすることで、より市民の方々に身近に手に取っていただけるものとした。

さらに、市計画と各区計画の役割を明確にし、より効率的な公的サービスの周知や提供を行うとともに、各区計画における地域での課題解決に向けた取り組みへの支援に重点を置くこととしました。

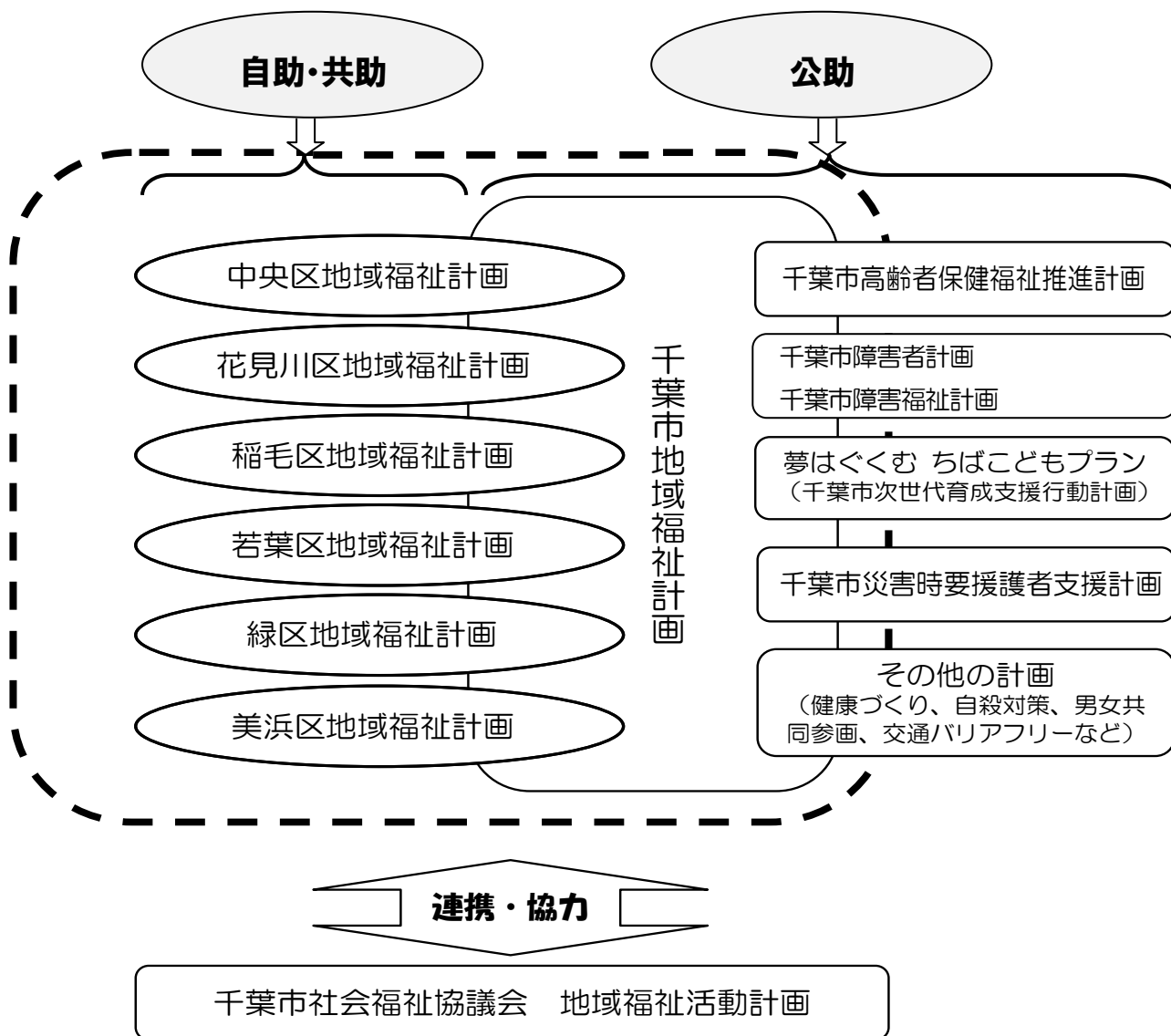
2 策定の経緯

第2期市計画は、7ページの表のとおり市推進協及び市社福審地域福祉専門分科会の場において2年間で10回に及ぶ審議を経て策定されました。

また、策定にあたっては、各区で市民説明会を開催し市計画と区計画の素案を示し出席者から意見聴取を行い、多くの市民の意見が反映されるよう努め、「千葉市市民参加及び協働に関する条例」に定めるパブリックコメント手続を経て、本計画を定めました。

3 各区地域福祉計画、他計画との関係

(1) 各計画の関係 (イメージ図)



他の様々な行政計画と重なる部分が多いけど、計画と計画のすき間で支援の対象とならない人に対して、地域福祉計画では自助・共助・公助で連携して支援していこう、ということなんだね。



(2) 市計画と各区計画との関係（両者の連携）

市内6区で策定されている各区計画についても、市計画と同様に今回見直しを行い、「第2期区計画」（計画期間は平成23年度～26年度）を策定しています。

各区共通の見直しポイントとしては、①バリアフリー化の推進等自助・共助では実施が困難な取組項目の削除、②担い手の明確化、③重点項目の設定などです。

今回は市計画を策定するに当たり、①で削除された項目について公助で取り組むことの可否を確認したほか、区計画に定める自助・共助の取り組みを支援するため市として取り組むべき施策について検討を行うなど、両者がより連携の取れたものとなるよう配慮しました。

(3) 他の主な計画の概要と計画期間

市新総合ビジョン	「千葉市新総合ビジョン」は、市政の基本理念や基本目標を掲げた「千葉市基本構想」と、2015（平成 27）年を目標年次とする中長期的な都市づくりの基本的方向性を示す「ちば・ビジョン 21」とで構成する。
市基本構想 （期間無）	21 世紀を展望した市政運営の指針とする。 ○基本理念 「人間尊重・市民生活優先」 ○基本目標 「人とまち いきいきと幸せに輝く都市」
ちば・ビジョン 21 （H13～27）	市政運営の中長期的指針となるもので、計画期間は 2001（平成 13）年を初年度とし、2015（平成 27）年を目標年次とする 15 年間である。 ○ビジョンの目標 「やすらぎをはぐくみ 未来を支える都市づくり」 ○9つの将来像実現のための方向と 6つの区の将来像 *現在、これに代わる市基本計画（H24～33）を策定中
第 2 次 5 か年計画 （H18～22）	「ちば・ビジョン 21」に基づく、第 2 次の実施計画（5 か年計画）。 ○計画の目標 「夢と誇りがもてる 安全・安心のまちづくり」 ○内容 第 9 部 486 事業で構成 *今後、これに代わる実施計画（H24～26）を策定中
市高齢者保健 福祉推進計画 （H21～23）	介護保険法に基づく介護保険事業計画（第 4 期）と、老人福祉法に基づく老人福祉計画を一体のものとして策定。 ○計画目標 「明るく活力ある超高齢社会の構築に向けて」 ○内容 7つの施策体系により構成
第 2 期市障害 福祉計画 （H21～23）	障害者自立支援法第 88 条の規定に基づく市町村障害福祉計画である。 ○計画の目標 必要な障害者福祉サービスに係る給付その他支援により、安心して自立した生活を送ることができる共生の地域社会を創る。 ○内容 ①指定障害福祉サービス及び指定相談支援の提供、②地域生活支援事業の提供を実現するための各種方策により構成
市障害者計画 （H23～26）	障害者基本法第 9 条第 3 項に基づく市町村障害者計画である。 ○基本目標 誰もがお互いの個性を認め、支えあい助け合い、地域で自立して暮らせるまちを実現する。 ○内容 自立支援、バリアフリー、特性に応じた支援及び参加と協働を視点に 6つの施策体系により構成
市次世代育成 支援行動計画 （後期計画） （H22～26）	次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく「行動計画」で、前期計画の評価を踏まえ、新たな課題に対応するために策定 ○計画の目的 次代を担う子どもたちの成長、子育てに伴う喜びが実感されるように総合的な支援を推進し、子どもを産み育てたいと思う環境づくりをめざす。 ○内容 地域における子育て支援をはじめとする次世代育成支援対策の取り組みを明らかにしたものであり、「保育計画」及び「ひとり親家庭自立支援計画」と一体のものである。

(4) 社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との関係

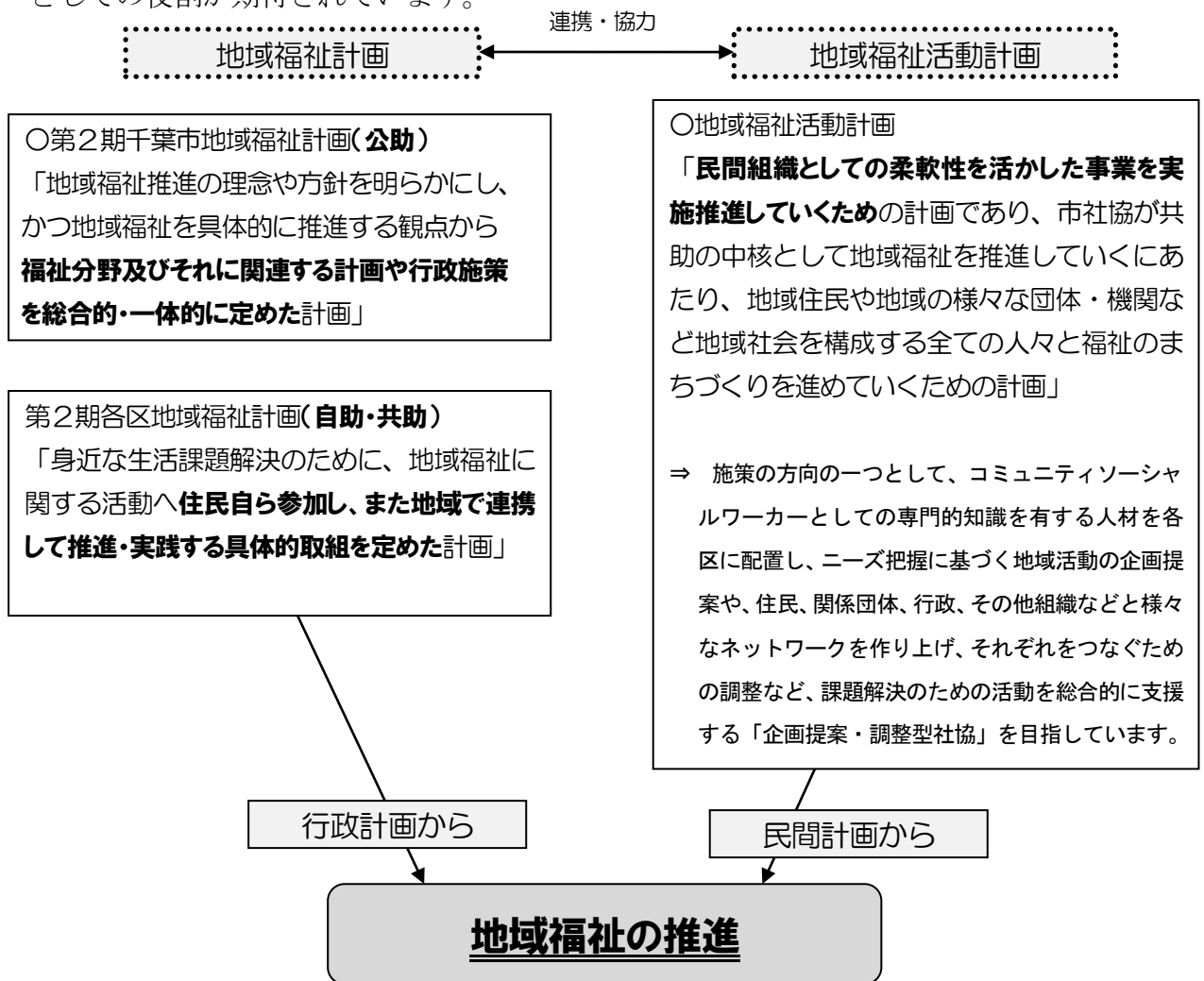
社会福祉協議会は、地域住民や社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者など地域福祉に幅広く関わる人たちを構成員として、市民や活動団体等との話し合いや協力し合うことにより、総合的な福祉の推進を図るため、社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置づけられている社会福祉法人です。

民間組織としての「自主性」と地域に支えられた「公共性」を活かしながら、各種の福祉サービスや相談活動等を通じて、様々な場面で地域福祉の向上に努めています。

千葉市社会福祉協議会では、「共に手を携える福祉社会の実現」を目指し、地域で福祉活動を行う人たちが、様々な課題や問題を解決する基本指針となる「地域福祉活動基本計画（平成23年～32年）」と、これを実現するための「地域福祉活動実施計画（平成23年～27年）」を策定しています。

地域福祉計画と地域福祉活動計画はともに地域福祉の推進を目的として十分な連携・協力を図るものとします。

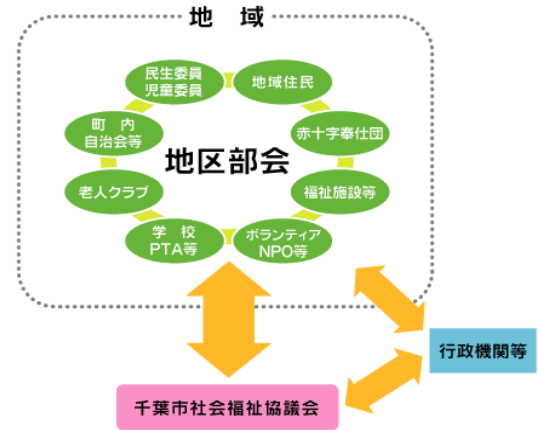
また、地区組織である社協地区部会は、各区地域福祉計画を推進する中心的な担い手としての役割が期待されています。



ワンポイント 地区部会とは

地区部会は、千葉市社会福祉協議会の趣旨に賛同し、その地域特有の福祉課題に対して住民同士の助け合い・支え合いによるきめ細かな活動を行うために、自発的に組織された団体です。

市内では、おおむね中学校区を単位として、地域で活動する団体や個人が横の連携をつくり、同会と協力して地域の福祉活動を推進しています。



出典：千葉市社会福祉協議会HP

4 計画期間

千葉市新基本計画に基づく実施計画のほか、本計画と関連のある次期市高齢者福祉推進計画や障害福祉計画の終期が、平成26年度であることを踏まえ、本計画の計画期間は平成23年度から平成26年度までの4年間とし、必要に応じて随時修正を行うこととします。

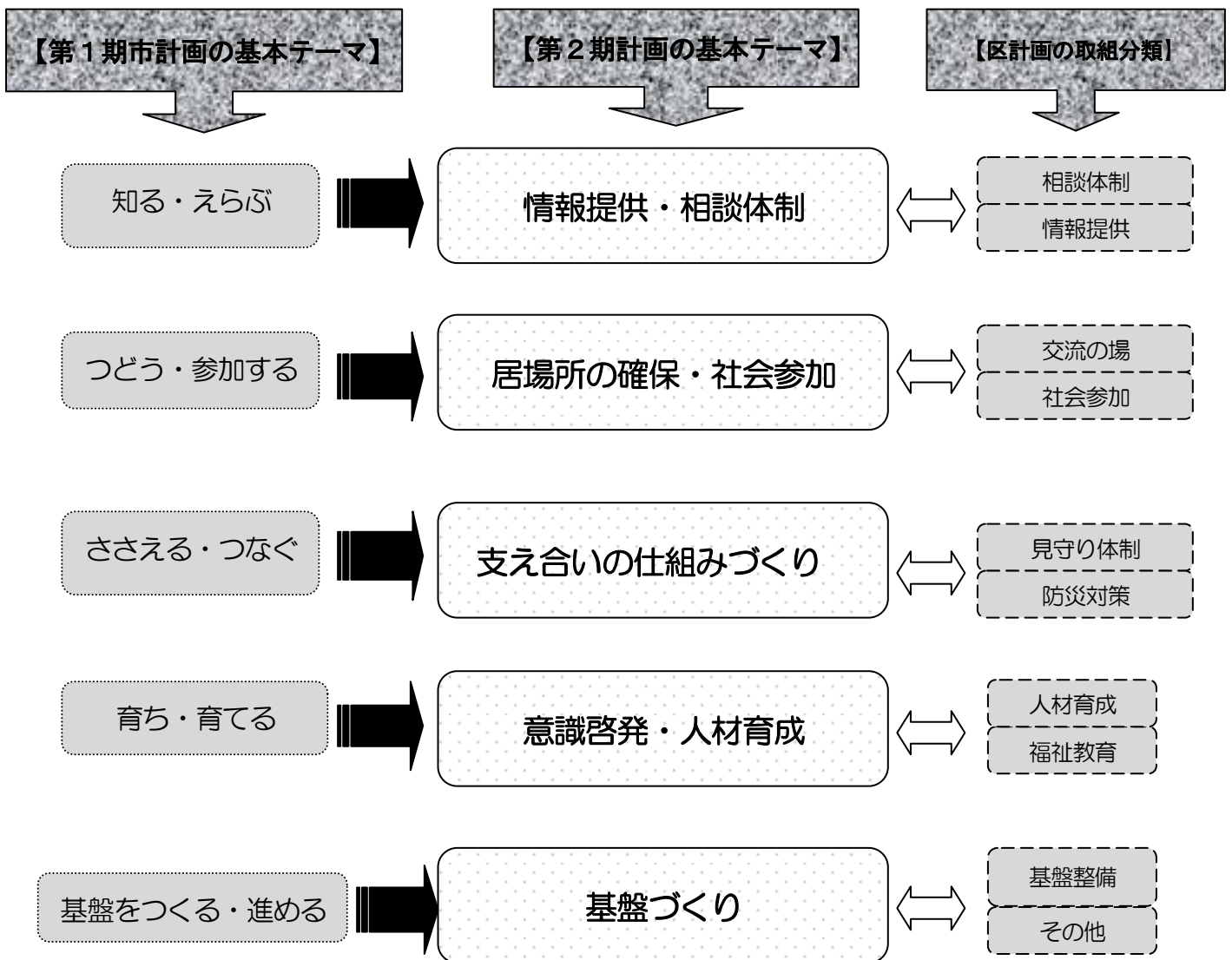
－ 第4章 基本テーマと取り組み －

1 基本テーマ

第1期計画では、地域ごとにそれぞれの生活課題を抽出しましたが、このような生活課題から具体的な方策に向けた道すじを機能別に整理し、「知る・えらぶ」、「つどう・参加する」、「ささえる・つなぐ」、「育ち・育てる」、「基盤をつくる・進める」という5つの基本テーマに集約させました。

第2期計画では5つの基本テーマの方向性を継承しながら、よりわかりやすく、イメージしやすくするために基本テーマの文言を修正しました。

また、この基本テーマは、「第2章 1（3）第1期区地域福祉計画の実践傾向」において示した区計画の取り組みの分類結果とも次のとおり対応しています。



2 基本テーマを具体化するための施策

基本テーマを具体化するための施策として、それぞれのテーマに沿った11の取組項目を全庁的・分野ごとに実施、推進します。

各区地域福祉計画推進（自助・共助）のために、特に住民の意識啓発・担い手づくり支援・環境整備に努めます。

基本テーマ	取組項目
1 情報提供・相談体制	①情報・サービス提供方法の充実
	②相談体制の充実
2 居場所の確保・社会参加	③居場所・交流の場づくり
	④社会参加の機会促進
3 支え合いの仕組みづくり	⑤ネットワークの充実
	⑥防犯体制の充実・安全確保
	⑦防災体制の強化・支援
4 意識啓発・人材育成	⑧福祉への意識を高める
	⑨担い手の確保
5 基盤づくり	⑩福祉基盤の整備・活用
	⑪各区地域福祉計画推進のための支援

基本テーマ1 情報提供・相談体制

【ア 現状における課題】

①情報・サービスの提供方法

市の福祉に関する情報は、市政だよりや広報紙、インターネットなどを通して提供されていますが、情報が多すぎて本当に知りたい情報やサービスにたどり着かない、分からないといった状況も出てきています。地域福祉計画については、地域住民や団体等に十分知れ渡っていないため、積極的な広報やわかりやすい情報の提供が必要です。

②相談体制

近年は、地域住民同士のコミュニケーションが薄れてきており、身近な相談者がいない状況が増えています。このような問題を解決するためには、身近なところで気軽に相談を受けることができる体制を充実させる必要があります。

【イ 課題解決に向けた施策の方向性】

①情報・サービスの提供方法

地域に住む人たちが、地域に関する情報を手軽にわかりやすく入手できるための環境を整備するとともに、広報を充実し、サービスの質の向上に努めます。

②相談体制

各区保健福祉センター内に設置された保健福祉総合相談窓口やあんしんケアセンター（地域包括支援センター）等の対象者毎に設けられた相談窓口の機能の充実に努めます。

自分に合ったサービスを選ぶには、必要な情報を簡単に得られる仕組みが重要だね！



【ウ 主な取り組み】

取組項目① 情報・サービス提供方法の充実

○様々な組織・団体等への働きかけ(地域福祉課・各区保健福祉センター) (新規)

→庁内関係各課と調整の上、コミュニティソーシャルワーカー(関係機関や地域住民のネットワーク化を進めることで、地域福祉に係る課題に対応する専門スタッフ)を配する社協各区事務所とも連携し、社協地区部会をはじめ、町内自治会、ボランティア団体や福祉団体等への直接の説明機会などを充実させることにより、市計画・区計画の理解・普及に努めます。

○地域住民や団体が参加できる場の設定(地域福祉課・各区保健福祉センター) (新規)

→体験談・先進事例の紹介などを行うフォーラムを開催します。

○地域福祉計画ホームページの充実(地域福祉課)

→相互の情報交換機能の追加など充実に努めます。

○地域福祉活動事例紹介の充実(地域福祉課)

→地域福祉活動を実践している団体への活動の参加など、体験を通じた紹介を充実します。

○電子申請サービスの拡大(情報企画課)

→インターネットを介して自宅などから市への申請・届出等の行政手続を行うことができる電子申請サービスについて、利用者ニーズが高い手続きや携帯電話からの申請・届出を可能とするなど、利用者の利便性の向上を図ります。

○市役所コールセンター(広聴課)

→行政サービスやイベントなどに関する電話等の問い合わせへ、一元的に対応します。

取組項目② 相談体制の充実

ア) 総合相談

○保健福祉センター「保健福祉総合相談窓口」(保健福祉総務課・各区保健福祉センター)

→高齢者、障害者、こども等に係る総合的な相談業務の充実に努めます。

イ) 高齢者・介護

○あんしんケアセンターにおける相談対応(高齢福祉課)

→高齢者やその家族に対する総合的な相談・支援や、要介護状態の軽減や悪化を防止するための介護予防ケアマネジメント、また、権利擁護事業などを行う総合的な窓口としての機能の充実に努めます。

○介護相談員派遣事業の充実(介護保険課)

→介護相談員が、介護保険施設などの事業所を訪問し、利用者や家族の相談に応じることにより、利用者と事業者の橋渡しをしながら、問題の改善やサービスの質の向上を目指します。

※「こども」の呼称について

「こども」の法令上の明確な年齢区分はなく、法律により年齢基準も異なり統一されていません。また、こどもと大人の間に青少年というカテゴリーを設ける場合も、その境界線は一定ではありません。

本計画では、施設の対象等に応じて呼称を使い分けることとし、乳児から青少年までの全般を指す場合は「こども」の呼称を用いるものとし、児童福祉法で「児童」と規定する18歳未満のうち一定の範囲の者を指す場合は「子ども」の呼称を用いるものとします。

出典～千葉市次世代育成支援行動計画(後期計画)より

ウ) 障害者・児

○障害者相談(障害者自立支援課)

→障害者が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、様々な相談に応じ支援します。

○こころの健康センターでの支援(こころの健康センター)

→精神的健康の保持増進、精神障害の予防、精神障害者の社会復帰促進などの援助を行います。

○発達障害者支援センターの運営(障害者自立支援課)

→自閉症やアスペルガー症候群、学習障害、ADHD(注意欠陥多動性障害)などの発達障害者、及びその家族からの相談に応じ、指導、または助言を行うとともに、関係機関と連携し、地域における支援体制の充実に努めます。

○教育相談事業(教育委員会養護教育センター)

→障害等がある子ども及びその保護者、教職員からの電話相談・来所相談・学校訪問相談等ニーズに応じた指導・助言をすることで学校生活が円滑に送れるように支援します。

エ) 出産・子育て

○子どもの相談・支援体制の強化(健全育成課・児童相談所・保育支援課)

→子どもに関する様々な問題に対応するため、児童相談所や区家庭児童相談室、児童家庭支援センターなどと連携し、子どもの相談・支援体制の充実に努めます。また、地域子育て支援センターにおいて、遊びを通じた親子のふれあいの場の提供、各種相談指導、子育てサークルへの支援、子育てに関する情報提供を行います。

○子育て支援館の運営(保育支援課)

→子育てコーディネーターが各種子育てサービスの情報収集、インターネット等を活用した情報提供を行います。また、子育てに関する相談を受け、必要な援助や関係機関との連絡調整を行います。

○出産、育児の相談(各区保健福祉センター健康課・保健所保健指導課・健康企画課)

→出産する病院の情報提供や新生児の育児の相談の充実に努めます。

○子どもと親の相談員等活用事業(教育委員会指導課)

→小学校に「子どもと親の相談員」を配置します。不登校や問題行動の未然防止、早期発見・早期対応に努めます。

○子育てサポーター・家庭教育アドバイザー配置事業(教育委員会生涯学習振興課)

→公民館で活動している子育てサークルや子育てに悩みや不安を持つ親を対象に、気軽に相談できる子育てサポーターを派遣します。家庭教育アドバイザーが、より専門的な立場から相談に応じるほか、子育てサポーターへの助言等も行います。

オ) 女性相談

○ハーモニー相談室(男女共同参画課)(千葉市ハーモニープラザ女性センター内)

→家族、健康、対人関係など、様々な女性の悩みや不安について相談を行います。

基本テーマ2 居場所の確保・社会参加

【ア 現状における課題】

③居場所・交流の場

以前は、地域の中に商店街や空き地など子どもたちや近所の人が集まる場所があって、楽しく会話を交わす光景がよく見られましたが、空き地が少なくなったり商店街も衰退してきて、こういった居場所が少なくなっています。

そういった状況の解消のために、学校の空き教室や空き店舗、空き家、保健センター跡施設などの既存の公共施設をできる限り有効活用するなどして、居場所の確保が求められています。

ひとり暮らしの高齢者や子育て中の親などは、身近なところに仲間をつくりたいと思っても、そのような機会が少なく孤立しがちになっています。

社協地区部会が実施しているいきいき・ふれあいサロンやいきいき・子育てサロンなどによる市民主体の交流の機会、また、保育所での交流やいきいきプラザなどでの交流の機会がありますが、今後もこのような交流の機会を増やす必要があります。

④社会参加

障害者やひとり親の中には、働きたくても雇用されずに困っている人がいます。雇用の機会を増やし、自立と社会参加の機会を増やす必要があります。

子育て中の母親は、地域で開催されるイベントに参加したい気持ちがあっても、子育てで社会に参加する機会が少ないのが現状です。子育ての負担を軽減し、社会参加を促進する取り組みが求められています。

【イ 課題解決に向けた施策の方向性】

③居場所・交流の場

既存の施設を活用して居場所の確保に努めます。

地域に暮らす人々みんなが、様々な交流の機会を持てるよう、地域で気軽に参加できる交流の機会、仲間づくりができるイベントの機会を充実します。

④社会参加

障害者やひとり親の就労など社会参加への機会づくりに努めます。

区計画の実践傾向を見ると、社協地区部会などが行う高齢者や子どもたちのための交流の場づくり（サロン事業）は、とても活発のようだね。



【ウ 主な取り組み】

取組項目③ 居場所・交流の場づくり

ア) 高齢者（介護予防も含む）

○いきいきセンターの利用促進(高齢施設課)

→高齢者の健康と生きがいを高め、余暇活動や自主的な活動の活性化を図るとともに、介護予防と交流を促進する拠点として運営します。

○老人クラブ活動の充実強化(高齢福祉課)

→老人クラブの生きがいづくりや健康づくりに係る各種活動、社会奉仕活動を促進するとともに、老人クラブ活動のリーダーを育成するための指導者研修等を充実します。

イ) 障害者・児

○ワークホームの運営支援(障害企画課)

→障害者やその家族などが運営主体となり、家族的な雰囲気の中で軽作業などの活動を行い、企業で働くことが困難な障害者の働く場としての機能のほか、日常的な相談支援や仲間づくりの支援などの機能を果たしているワークホームの運営を支援します。

○精神障害者共同作業所の運営支援(障害企画課)

→在宅の精神障害者が軽作業などの活動を行い、働く意欲の増進を図る機能を果たしている精神障害者共同作業所の運営を支援します。

○地域活動支援センターの運営支援(障害者自立支援課)

→創作的活動や生産活動、社会との交流促進など多様な活動の場を提供するとともに、地域の障害者等の福祉に関する相談に応じ、必要な情報提供や援助を行う地域活動支援センターの運営を支援します。

○障害者福祉大会の開催(障害企画課)

→障害のある方とない方との交流を促進し、相互の理解を広め、人と人とのふれあいの輪を広げるため、障害者福祉大会を開催します。

○長柄げんきキャンプ(教育委員会指導課)

→少年自然の家で市立小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校の児童・生徒による宿泊学習を行います。

○トイライブラリー運営事業(障害者自立支援課)

→心身障害児がおもちゃを通じて遊ぶことにより、機能回復及び能力発達を促進します。

ウ) こども

○こどもカフェ（仮称）の整備事業(こども企画課)(新規)

→学校等の公共施設や空き店舗等を活用し、「子どもに信頼される大人」が見守る中で、親や学校の先生にも言えないことを、気軽に相談したり、一緒に勉強したり、また、仲間と遊んだりすることができるなど、子どもたちにとって居心地の良い居場所となる「こどもカフェ」を設置します。

なお、「こどもカフェ」は、市内の教育・保育大学や地域のボランティアとの協働による運営を予定しています。

○子ども交流館(こども企画課)

→「遊び・創造・憩い」を通して、子どもたちに健全な遊びと居場所を提供し、子どもの健全な育成と交流を図るとともに、子どもたちで構成し施設の利用方法などを検討する「子ども運営委員会」の設置など、子どもの自主的活動の支援等を行います。

○千葉市科学館の利用促進(教育委員会生涯学習振興課)

→子どもたちの探究心向上と創造力育成のための参加体験型「科学館」の利用を促進します。ボランティアの募集及び育成も行います。

○放課後子ども教室推進事業(教育委員会生涯学習振興課)

→小学校の施設を活用して、放課後の子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の多様な人々の参画を得て、さまざまな体験・交流活動を実施します。

エ) 子育て家庭

○子育てリラックス館の充実(保育支援課)

→子育てへの不安感や精神的負担感等の解消を図ります。

○育児サークルの支援(各区保健福祉センター健康課・保健所保健指導課・健康企画課)

→育児のための情報交換や子育て親子の友達づくりと知識の普及を図り、育児を支援します。

オ) 多世代・地域の交流

○既存施設の有効活用(地域福祉課・全庁的取組)

→公共施設・福祉施設の有効活用、空き店舗・空き家に関する情報の収集や民間で行っている助成金の情報提供を行います。

○学校体育施設開放事業(教育委員会社会体育課)

→学校体育施設を開放し、市民の体力づくり及びコミュニティ活動の振興を図り、市民が手軽に多様なスポーツ・レクリエーションを行える場を提供します。

○多世代交流の推進(高齢福祉課)

→老人クラブやことぶき大学の講座等を通じて、若い世代と交流する機会を充実します。

○保育所（園）地域活動事業(保育運営課)

→世代間交流、異年齢交流、育児講座等を実施します。

○学校・家庭・地域連携まちづくり推進事業(教育委員会指導課)

→子どもたちの地域に対する愛着をはぐくむため、学校・家庭・地域が連携して過ごしやすいまちづくり事業を推進します。

取組項目④ 社会参加の機会促進

○シルバー人材センターの充実(高齢福祉課)

→高齢者の知識や技術、経験等を社会で積極的に活用できるように、市民や企業に対して、(社)千葉県シルバー人材センターの事業内容等のPRを積極的に行います。また、高齢者が就業するための技能の習得や研修活動についても充実します。

○ことぶき大学校(高齢福祉課)

→高齢者等の方を対象に、豊かで充実した生活を送ることができるよう、「自己の教育」、「地域や多世代の人との交流」、「地域社会への参加と仲間づくりの促進」、「ボランティア人材の育成」を教育目標として、学習と活動の場を提供します。

○障害者福祉センター・療育センター・ふれあいの家における各種講座の開催(障害企画課)

→障害者の余暇活動の充実、社会参加へのきっかけづくり、文化・教養の向上、リハビリテーションなどを目的に、様々な障害特性に対応した創作的活動、スポーツ・レクリエーション等の講座を開催します。

○障害者スポーツ大会等の開催(障害企画課・障害者自立支援課)

→障害者の社会参加はもとより、健康づくりや生きがいを促進するため、各種教室の開催、スポーツ活動の機会の確保、全国障害者スポーツ大会への参加支援などを実施します。

○障害者の就労支援(障害企画課)

→障害者パソコン講座などの開催により、就労を希望する障害者を支援します。

○母子家庭等の就業自立支援(健全育成課)

→ひとり親家庭等が、自立した生活を送ることができるよう、就業相談や就業支援講習を実施するほか、就労に有利な資格の取得を支援するため、「自立支援教育訓練給付金事業」や「母子家庭高等技能訓練促進費事業」を実施します。

○千葉県ふるさとハローワーク事業(産業支援課)

→国と共同で、職業紹介と就労・生活支援相談をワンストップで対応し、就業や就労の定着化の促進を図ります。

基本テーマ3 支え合いの仕組みづくり

【ア 現状における課題】

⑤支援ネットワーク

町内自治会や民生委員・児童委員、社協地区部会、ボランティア、NPOなどが、住民と地域のネットワークをつくり、支援を行うことが必要とされています。

地域のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯では、近くに親族が住んでいないことも多いことから、高齢者が高齢者を介護しているといった状況も増えています。

また、子育ての不安を相談できずに孤独を感じている母親もいます。

こうした方々に対し地域で住民による支えあいの仕組みをつくる必要があります。

⑥防犯体制

子どもや高齢者などへの犯罪も増えているため、例えば、子どもへの犯罪に対しては登下校時などにおいて、子どもの安全を確保するなど、地域における防犯体制を確立する必要があります。

⑦防災体制

災害時におけるひとり暮らしの高齢者や障害者などへの支援について、緊急時の対応が大きな課題となっています。

【イ 課題解決に向けた施策の方向性】

⑤支援ネットワーク

地域で住民による支えあいの仕組みをつくる活動を支援していきます。

関係機関が連携して虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）問題への対応を図っていきます。

⑥防犯体制

地域で防犯情報を共有することを支援するとともに、パトロールやセーフティウォッチなど、地域での防犯体制づくりの支援に努めます。

⑦防災体制

地域の自主的な防災活動を支援するとともに、災害発生時など緊急時の支援・行動体制を構築して、安心して生活できる地域をつくります。

高齢者の見守り支援については、地域における問題意識もより一層高めて、取り組みを波及させる必要があるね。



【ウ 主な取り組み】

取組項目⑤ ネットワークの充実

ア) ボランティアネットワークの機能強化

○ボランティアズカフェ(市民自治推進課)

→様々なボランティア情報を一元的・総合的に市民に提供し、ボランティア活動へのきっかけづくりの場とします。

○ボランティア保険制度(地域振興課)

→地域で活躍しているボランティアや団体が安心して活動するための、ボランティア保険制度を周知します。

イ) 安否確認ネットワークの充実

○安心電話・緊急通報装置の設置、SOSネットワークの整備、認知症への支援(高齢福祉課)

→ひとり暮らしの高齢者に対する、電話による安否確認や緊急通報装置を配置します。徘徊により高齢者が行方不明になった場合の警察と市による連絡網を整備・拡充します。

ウ) 子育てネットワークづくり支援

○次世代育成支援対策の推進体制の検討(こども企画課)

→民間企業、保育、教育関係者などと連携し取り組みの普及・促進を図ります。

○子育てフォーラムへの支援(こども企画課)

→地域における子育て支援の地域ネットワーク構築などを視野に入れ、地域で活動しているさまざまな団体・個人が実施している子育てフォーラムを支援します。

○「千葉県職員の子育て支援計画」に位置付けられている、子ども・子育てに関する地域貢献活動への市職員の参加の促進(給与課・全庁的取組)

→子ども・子育てに関する活動等の事業所管課は、庁内ネットワークを活用して市職員に情報を提供し、地域貢献活動への参加を促進します。

○地域保健推進員活動(各区保健福祉センター健康課・保健所保健指導課・健康企画課)

→地域保健推進員が、それぞれ担当地区を持ち、地域の身近な相談役として、地域と各区保健福祉センター健康課のパイプ役となります。

○ファミリー・サポート・センターの充実(保育支援課)

→「子育て中で困ったときに手を貸して欲しい方」と「子どもが好き」「子育て中のお母さんを助けてあげたい」などの思いをもっている方に会員登録をしてもらい、センターのアドバイザーが仲介となって、地域に住む会員同士で子育て支援をする相互援助活動組織の充実に努めます。

エ) 虐待への対応ネットワークの充実

○高齢者虐待への対応(高齢福祉課)

→「あんしんケアセンター(地域包括支援センター)を窓口とした関係機関との連携強化を図り、高齢者虐待の防止、虐待の早期発見、早期対応、保護、支援に至るまでの取り組みを行います。

○児童虐待・DVへの対応(健全育成課・児童相談所)

→民生委員・児童委員、小・中学校や特別支援学校の教諭を対象に、研修会を実施します。また、児童虐待対応マニュアルを、小中学校をはじめとした関係機関に配布します。

児童虐待及びDVの発生予防と早期発見・早期対応の一層の推進を図るため、要保護児童対策及びDV防止地域協議会を開催し、関係機関との連携を図ります。

オ) 団体等の活動推進・連携支援

○地域見守り活動支援事業(高齢福祉課)(新規)

→ひとり暮らし等の高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域見守り活動支援を新たに実施する団体に対し、環境の整備に必要な活動拠点の初度設備費用の一部を助成します。

○社協地区部会活動の活性化へ向けた支援(地域福祉課)

→社協地区部会が行うふれあい・いきいきサロンをはじめとする地域ぐるみ福祉ネットワーク事業等、地域福祉活動が活性化するよう、積極的な情報の収集・提供・調査研究を支援するとともに、福祉活動を支える人材の育成、活動拠点の確保を進めます。

○市民活動センターによるNPOなどの団体間の連携強化(市民自治推進課)

→市民公益活動を行っている団体に対する情報発信や団体相互の情報交流の推進に努め、団体間のネットワーク構築を支援します。

○大学等と連携した地域活動の推進(政策企画課)

→大学と行政が連携し、大学の有する知的財産・人的資源及び専門知識と行政の有する地域情報やノウハウを相互活用し、地域活動を推進します。

○コミュニティビジネスの支援(経済企画課)

→コミュニティビジネスの促進のための環境づくり、支援事業を行います。

カ) サービス利用や法律行為の支援充実

○日常生活自立支援事業への支援、成年後見制度の利用促進(地域福祉課・高齢福祉課)

→判断能力が不十分な方が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるように、千葉市成年後見支援センターを拠点とし、成年後見制度の普及・啓発を図るとともに、社会福祉協議会が実施している福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う「日常生活自立支援事業」の利用促進を図るための支援を行います。

キ) ホームレスの自立支援ネットワーク

○ホームレス対策(保護課)

→巡回相談員による生活実態等の把握を行う。ホームレス問題連絡会議において、自立支援の施策に関する情報交換や連絡調整を行うなど必要な対応を図ります。

取組項目⑥ 防犯体制の充実・安全確保

○市民防犯活動の支援(地域振興課)

→防犯パトロール隊への物品配付や各種講座の開催、防犯街灯の設置助成等を実施します。

○地域防犯ネットワークの推進(地域振興課)

→市、警察及び事業者が協働して、地域の見守りネットワークを構築し、安全で安心なまちづくりを推進するとともに、犯罪発生情報等の防犯情報をスピーディーに配信する、ちばし安全・安心メールを実施します。

○高齢者の消費生活サポートネットワーク(消費生活センター)

→高齢者向けの消費生活に関するパンフレットの作成・配布や、悪質商法による被害の防止に向けたサポートネットワークづくりを推進します。

○学校セーフティウォッチ(教育委員会学事課)

→地域住民や保護者が登下校時を中心に見回り、見守りを行い、児童生徒の安全確保を図るボランティアを推進します。

○子ども110番のいえ(健全育成課)

→各中学校区青少年育成委員会が地域住民に協力してもらい「子ども110番のいえ」の指定を増やし、子どもたちの登下校時における安全の確保を図ります。

○交通安全総点検(維持管理課)

→安全で快適な道路環境をつくるため、市民参加による道路点検を推進します。

取組項目⑦ 防災体制の強化・支援

○土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備(総合防災課)(新規)

→大雨等による土砂災害から住民の生命・身体を保護するため、土砂災害ハザードマップの作成を通じて警戒避難体制を整備します。

○自主防災組織の育成(総合防災課)

→防災組織設置の際の機材供与、防災訓練への助成、機材購入・賃借の際の助成を行います。

○災害情報ネットワーク(総合防災課)

→災害情報を収集・伝達する安心・安全メールの配信を行います。

○災害時要援護者への対応(総合防災課)

→ひとり暮らし高齢者や障害者等の、災害時における要援護者に関する情報を市と地域住民が共有するなど、必要な支援策を行います。

基本テーマ4 意識啓発・人材育成

【ア 現状における課題】

⑧福祉に対する意識

地域に住む人が、お互いに個人を尊重して、それぞれの関係の多様性を認め合うこと、思いやり、助け合いのこころをより一層はぐくむことが必要です。

⑨担い手

地域福祉推進のためには、一人でも多くの人々が地域福祉の理解を深め、地域福祉活動に参加することが必要です。既に活動をしている人は、地域のリーダーとして活躍することも期待されます。

若い世代の参加も望まれますが、いわゆる団塊の世代の人がこれまで培ってきた経験を地域のために生かすことが期待されます。

【イ 課題解決に向けた施策の方向性】

⑧福祉に対する意識

あらゆる場と機会を通して、福祉のこころの醸成（こころのバリアフリー）に努めます。

特にこどもたちに福祉のこころを持ってもらうために、家庭、地域及び学校が連携し、こどもたちの学ぶ機会や体験する場をつくります。

⑨担い手

地域のリーダーやコーディネーター候補となる人を発掘し、充実した研修や学習の機会を増やして、地域福祉を担う人材を育てます。

地域福祉活動を実践している人は、他にもたくさんの活動に参加していて、新しいことに取り組む時間がなかなか無いんだ。新たな担い手の確保が課題だね。



【ウ 主な取り組み】

取組項目⑧ 福祉への意識を高める

ア) 啓発活動

○取り組みにつなげるための支援(地域福祉課)(新規)

→地域福祉活動に対する市のサポート(後援など)や先進事例、貢献者の紹介を行います。

○市職員による出前講座(広聴課・全庁的取組)

→専門知識をもっている市職員が、地域の住民や団体による福祉活動に寄与するため、地域に出向いて「出前講座」を行います。

○児童福祉週間、障害者週間等における啓発活動(健全育成課・障害企画課)

→児童福祉週間(5月)、障害者週間(12月)等における啓発活動を通して、地域とともに、こども・障害者の福祉についての関心と理解を深めます。

○児童虐待防止推進月間における啓発活動(健全育成課・児童相談所)

→児童虐待防止推進月間(11月)における啓発活動(オレンジリボンキャンペーン)を通して、オレンジリボンと児童虐待問題について、関心と理解を深めます。

○敬老事業を通じての高齢者を敬う意識啓発(高齢福祉課)

→敬老事業(敬老祝金の支給や敬老会の開催助成等)を通じて多年にわたり地域社会の発展に貢献した方々に対する感謝の意識啓発を行います。

○人権週間等における人権啓発活動(市民総務課)

→人権週間(12月)等における、啓発活動を通して、すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指します。

イ) 福祉教育

○学校における総合的な学習の時間を通しての福祉教育(教育委員会指導課)

→総合的な学習の時間等における福祉体験を通して、地域福祉の将来を担う子どもたちが、高齢者や障害者と互いに支え合いながら地域で安心して充実した生活を送ることができるよう、自他を認め合い、尊重し合う資質や能力、態度の育成に努めます。

○ボランティア教育の推進(教育委員会指導課)

→ボランティア精神の基礎を培うために、市内の中学校数校を「千葉県ボランティア教育推進校」に指定し、学校が行う活動を支援します。

取組項目⑨ 担い手の確保

ア) 担い手の創出

○新たな担い手の創出(地域福祉課・市民自治推進課)(新規)

→市社協と協力し、ボランティア講座等の参加者を、確実に実践につなげるための工夫(ボランティア団体等の情報提供)、学生へのボランティアの機会づくり、好事例の情報発信、ボランティアデータベースの構築を目指します。

○シニア(団塊)世代地域活動支援セミナー(市民自治推進課)(新規)

→シニア(団塊)世代の豊かな知識や経験を、ボランティア活動などの地域活動に生かすためのセミナーを開催します。

イ) 担い手の養成

○社会福祉研修センターの運営(地域福祉課)

→社会福祉事業に従事する方等に対して、幅広い研修を行い、地域福祉を担う人材の養成と資質の向上を図るための支援を行います。

○民生委員・児童委員、主任児童委員の研修(地域福祉課)

→地域住民の複雑多様化する福祉ニーズに応えるために、研修内容の充実を図るとともに児童健全育成活動、母子保健活動の推進など地域において児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員に対する研修を充実します。

○生涯学習センター・公民館等における指導者及び各種ボランティア養成(教育委員会生涯学習振興課)

→地域における生涯を通じた学習活動を支援するため、団体・グループ等の指導者やボランティア等の養成を図ります。

○ヘルスサポーターの養成(各区保健福祉センター健康課・保健所保健指導課・健康企画課)

→講習会などを開催し、「自分の健康目標をたて、健康づくりを実践する人」(ヘルスサポーター)の養成を推進します。

○ボランティア育成・活動支援の推進(国際交流課)

→国際化に対応した外国人市民とともに生きる地域社会の形成のため、日本語学習支援ボランティアを中心に研修等を行います。また、国際交流・国際協力活動を実施している団体に補助することにより、事業の活性化と本市の活性化を図ります。

ウ) ボランティアの実践支援

○認知症サポーターの養成講座(高齢福祉課)

→地域の町内自治会や職場、有志の集まりなどに講師が出向いて、認知症についての勉強会を実施し、認知症について正しい知識と理解を身につけた認知症サポーターを養成します。

○食生活改善推進員の養成(各区保健福祉センター健康課・保健所保健指導課・健康企画課)

→地域の健康づくりのために、「食」を通じたボランティア活動を行う食生活改善推進員(愛称「ヘルスメイト」)を養成します。

○ユースリーダーの養成(健全育成課)

→青少年活動のリーダーを養成するため、千葉市少年自然の家において、高校生・大学生を中心に宿泊研修を実施します。

○障害のある子どもの学校生活サポート(教育委員会養護教育センター)

→学校生活において介助の必要な肢体不自由児や難聴児に対し地域のボランティアの派遣を行います。

基本テーマ5 基盤づくり

【ア 現状における課題】

⑩福祉基盤

住民参加による自助・共助による取り組みを進めるためには、今後も行政が中心となってバリアフリー化の推進等、地域福祉の基盤の整備を進める必要があります。

⑪区地域福祉計画

住民主体（共助）で行う区計画については、より一層の推進のために一定の側面支援も必要です。

地域福祉を推進していくためには、福祉活動への関心を高めるとともに、住民の主体的な取り組みが不可欠です。また、先進的な取り組みなどが他地区に広がっていくことや、安定的な活動を行うための財源や拠点が必要です。

そこで、町内自治会、民生委員・児童委員、社協地区部会、NPO、ボランティア、社会福祉事業者などの様々な団体等が、行政と連携を深めながら、活動に参加する仕組みを作ることが必要です。

【イ 課題解決に向けた施策の方向性】

⑩福祉基盤

バリアフリー化を推進するとともに、保健福祉センター等の既存施設を積極的に活用します。

⑪区地域福祉計画

区計画で取り組みの進まない項目や地域により差が生じている項目については、原因を分析のうえ、その障害を除去するための一定の支援を行います。

関係部局が連携して市全体でそれぞれの分野を超えた地域の取り組みを支援します。

地域福祉推進の中心的な役割を担う組織である社会福祉協議会との連携を深め、社会福祉を目的とする事業の企画、実施及び住民参加のための支援を行います。

社協地区部会は区計画の主な担い手だけでなく、その地区部会活動を積極的に推進している社会福祉協議会とは、今後とも連携を深める必要があるね。



【ウ 主な取り組み】

取組項目⑩ 福祉基盤の整備・活用

○バリアフリーのまちづくりの推進(維持管理課、地域福祉課、交通政策課、自転車対策課、教育委員会学校施設課、公園緑地事務所)

→乳幼児をもつ親、高齢者、障害者などすべての人が安心して外出し、活動できるよう、歩行者がまちを移動するときの安全性を確保するとともに、不特定多数の人が利用する公共的な施設などのバリアフリー化を推進します。

○交通アクセスの確保(交通政策課)

→交通不便地域の解消や、高齢者の外出支援、公共施設へのアクセスなど公共交通の利便性の向上を図ります。

○保健福祉センターの活用(各区保健福祉センター)

→市民一人ひとりの保健福祉ニーズにあわせた相談からサービス提供までを総合的かつ一体的に行うとともに、地域保健福祉活動の場を確保します。

取組項目⑪ 各区地域福祉計画推進のための支援

ア) 広報・意識啓発

(再掲)○様々な組織・団体等への働きかけ(地域福祉課・各区保健福祉センター) (新規)

→庁内関係各課と調整の上、コミュニティソーシャルワーカー(関係機関や地域住民のネットワーク化を進めることで、地域福祉に係る課題に対応する専門スタッフ)を配する社協各区事務所とも連携し、社協地区部会をはじめ、町内自治会、ボランティア団体や福祉団体等への直接の説明機会などを充実させることにより、市計画・区計画の理解・普及に努めます。

(再掲)○取り組みにつなげるための支援(地域福祉課) (新規)

→地域福祉活動に対する市のサポート(後援など)や、先進事例の紹介、貢献者を紹介します。

○区計画を推進するための、多方面からのサポート(地域福祉課) (新規)

→区計画が推進されるよう社協各区事務所、区推進協と協力して、区ごとに活動の手引書(活動の仕方・事例紹介)を作成・紹介、区独自の支援策を検討します。

(再掲)○地域福祉計画ホームページの充実(地域福祉課)

→相互の情報交換機能の追加など充実に努めます。

(再掲)○地域福祉活動事例紹介の充実(地域福祉課)

→地域福祉活動を実践している団体への活動参加など、体験を通じた紹介を充実します。

イ) 担い手を確保するための支援

(再掲)○新たな担い手の創出(地域福祉課・市民自治推進課) (新規)

→市社協と協力し、ボランティア講座等の参加者を、確実に実践につなげるための工夫(ボランティア団体等の情報提供)、学生へのボランティアの機会づくり、好事例の情報発信、ボランティアデータベースの構築を目指します。

(再掲) ○ボランティアズカフェ(市民自治推進課)

→様々なボランティア情報を一元的・総合的に市民に提供し、ボランティア活動へのきっかけづくりの場とします。

(再掲) ○社協地区部会活動の活性化へ向けた支援(地域福祉課)

→ふれあい・いきいきサロンをはじめとする地域ぐるみ福祉ネットワーク事業等、地域福祉活動が活性化するよう、積極的に情報の収集・提供・調査研究を支援するとともに、福祉活動を支える人材の育成、活動拠点の確保を進めます。

ウ) 活動資金・拠点を確保するための支援

○地域における活動資金づくりへの支援(地域福祉課) (新規)

→市社協と協力しながら、バザー開催の推進、事例紹介、民間で行っている助成金の情報提供を行います。

(再掲) ○既存施設の有効活用(地域福祉課・全庁的取組)

→公共施設・福祉施設の有効活用、空き店舗・空き家に関する情報を収集・紹介します。

エ) 地域の連携支援

(再掲) ○様々な組織・団体等への働きかけ(地域福祉課・各区保健福祉センター) (新規)

→庁内関係各課と調整の上、コミュニティソーシャルワーカー(関係機関や地域住民のネットワーク化を進めることで、地域福祉に係る課題に対応する専門スタッフ)を配する社協各区事務所とも連携し、社協地区部会をはじめ、町内自治会、ボランティア団体や福祉団体等への直接の説明機会などを充実させることにより、市計画・区計画の理解・普及に努めます。

(再掲) ○地域住民や団体が参加できる場の設定(地域福祉課・各区保健福祉センター) (新規)

→体験談・先進事例の紹介など行うフォーラムを開催します。

**○各区地域福祉計画推進協議会における積極的な情報提供・交換
(各区保健福祉センター、地域福祉課)**

→情報交換を通じて計画に基づく取り組みの成果を共有しながら、課題の把握や今後の取り組みについての議論を行うほか、関係者間の連絡調整や広報を行います。

資料編

Ⅰ 千葉市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会委員一覧

氏名 (敬称略)	区分	職名等
◎ 松 蘭 祐 子	社会福祉審議会委員	淑徳大学総合福祉学部教授
○ 高 梨 茂 樹		千葉市社会福祉協議会会長
布 施 貴 良		千葉市議会議員（保健消防委員会委員長）
神 山 裕 也		千葉県社会福祉士会会長
高 野 正 敏		千葉市地域自立支援協議会
高 山 功 一		千葉市身体障害者連合会会長
武 村 和 夫		千葉市老人福祉施設協議会顧問
玉 井 美知子		千葉市赤十字奉仕団本部委員長
長 島 勝 平		千葉市民生委員児童委員協議会会長
成 田 英 雄		千葉市社会福祉協議会地区部会連絡会代表
入 江 康 文		千葉市医師会会長
太 田 俊 己		植草学園大学発達教育学部教授
佐々木 喜代枝		千葉市更生保護女性会連絡協議会会長
田 中 秀 子		千葉市ボランティア連絡協議会会長
松 崎 泰 子		日本社会事業大学常務理事
渡 辺 志げ子	千葉市町内自治会連絡協議会副会長	
長 岡 正 明	臨時委員	千葉市町内自治会連絡協議会理事
赤 間 美恵子		千葉市あんしんケアセンター・シャローム若葉センター長
御 園 愛 子		千葉市地域子育て支援センター・子育てひろば・みつわ台センター長
武 井 雅 光		中央区地域福祉計画推進協議会委員長
原 田 雅 男		花見川区地域福祉計画推進協議会委員長
原 田 正 隆		稲毛区地域福祉計画推進協議会委員長
武 孝 夫		若葉区地域福祉計画推進協議会委員長
岡 本 博 幸		緑区地域福祉計画推進協議会委員長
飯 野 勝 衛		美浜区地域福祉計画推進協議会委員長
小 泉 恵 子		公募委員
津 田 正 臣		公募委員

◎は会長、○は副会長

II 事業一覧表

基本テーマ	取組項目	主な取り組み	所管課	掲載P	
1 情報提供・相談体制	①情報・サービス提供方法の充実	様々な組織・団体等への働きかけ（新規）	地域福祉課 各区保健福祉センター	20	
		地域住民や団体が参加できる場の設定（新規）	地域福祉課 各区保健福祉センター	20	
		地域福祉計画ホームページの充実	地域福祉課	20	
		地域福祉活動事例紹介の充実	地域福祉課	20	
		電子申請サービスの拡大	情報企画課	20	
		市役所コールセンター	広聴課	20	
	②相談体制の充実	ア) 総合相談	保健福祉センター「保健福祉総合相談窓口」	保健福祉総務課 各区保健福祉センター	20
			イ) 高齢者・介護	あんしんケアセンターにおける相談対応	高齢福祉課
		イ) 高齢者・介護	介護相談員派遣事業の充実	介護保険課	20
			ウ) 障害者・児	障害者相談	障害者自立支援課
		こころの健康センターでの支援		こころの健康センター	21
		発達障害者支援センターの運営		障害者自立支援課	21
		教育相談事業		教育委員会養護教育センター	21
		エ) 出産・子育て	子どもの相談・支援体制の強化	健全育成課 児童相談所 保育支援課	21
			子育て支援館の運営	保育支援課	21
			出産、育児の相談	各区保健福祉センター健康課 健康企画課	21
			子どもと親の相談員等活用事業	教育委員会指導課	21
			子育てサポーター・家庭教育アドバイザー配置事業	教育委員会生涯学習振興課	21
		オ) 女性相談	ハーモニー相談室	男女共同参画課	21

2 居場所の確保・社会参加

基本テーマ	取組項目	主な取り組み	所管課	掲載P	
2 居場所の確保・社会参加	③居場所・交流の場づくり	ア) 高齢者（介護予防も含む）	いきいきセンターの利用促進	高齢施設課	23
			老人クラブ活動の充実強化	高齢福祉課	23
		イ) 障害者・児	ワークホームの運営支援	障害企画課	23
			精神障害者共同作業所の運営支援	障害企画課	23
			地域活動支援センターの運営支援	障害者自立支援課	23
			障害者福祉大会の開催	障害企画課	23
			長柄げんきキャンプ	教育委員会指導課	23
			トライブラリー運営事業	障害者自立支援課	23
		ウ) 子ども	こどもカフェ（仮称）の整備事業（新規）	こども企画課	24
			子ども交流館	こども企画課	24
			千葉市科学館の利用促進	教育委員会生涯学習振興課	24
			放課後子ども教室推進事業	教育委員会生涯学習振興課	24
		エ) 子育て家庭	子育てリラックス館の充実	保育支援課	24
			育児サークルの支援	各区保健福祉センター健康課 保健所保健指導課 健康企画課	24
		オ) 多世代・地域の交流	既存施設の有効活用	地域福祉課 全庁的取り組み	24
			学校体育施設開放事業	教育委員会社会体育課	24
			多世代交流の推進	高齢福祉課	24
			保育所（園）地域活動事業	保育運営課	24
			学校・家庭・地域連携まちづくり推進事業	教育委員会指導課	24
		④社会参加の機会促進	シルバー人材センターの充実	高齢福祉課	25
			ことぶき大学校	高齢福祉課	25
			障害者福祉センター・療育センター・ふれあいの家における各種講座の開催	障害企画課	25
	障害者スポーツ大会等の開催		障害企画課 障害者自立支援課	25	
	障害者の就労支援		障害企画課	25	
	母子家庭等の就業自立支援		健全育成課	25	
	千葉市ふるさとハローワーク事業		産業支援課	25	

3 支え合いの仕組みづくり

基本テーマ	取組項目	主な取り組み	所管課	掲載P	
3 支え合いの仕組みづくり	⑤ ネットワークの充実	ア) ボランティアネットワークの機能強化	ボランティアズカフェ	市民自治推進課	27
			ボランティア保険制度	地域振興課	27
		イ) 安否確認ネットワークの充実	安心電話・緊急通報装置の設置、SOS ネットワークの整備、認知症への支援	高齢福祉課	27
		ウ) 子育てネットワークづくり支援	次世代育成支援対策の推進体制の検討	こども企画課	27
			子育てフォーラムへの支援	こども企画課	27
			「千葉市職員の子育て支援計画」に位置付けられている、子ども・子育てに関する地域貢献活動への市職員の参加の促進	給与課 全庁的取組	27
			地域保健推進員活動	各区保健福祉センター健康課 保健所保健指導課 健康企画課	27
			ファミリー・サポート・センターの充実	保育支援課	27
		エ) 虐待への対応ネットワークの充実	高齢者虐待への対応	高齢福祉課	28
			児童虐待・DVへの対応	健全育成課 児童相談所	28
		オ) 団体等の活動推進・連携支援	地域見守り活動支援事業（新規）	高齢福祉課	28
			社協地区部会活動の活性化へ向けた支援	地域福祉課	28
			市民活動センターによるNPOなどの団体間の連携強化	市民自治推進課・	28
			大学等と連携した地域活動の推進	政策企画課	28
	コミュニティビジネスの支援		経済企画課	28	
	カ) サービス利用や法律行為の支援充実	日常生活自立支援事業への支援、成年後見制度の利用促進	地域福祉課 高齢福祉課	28	
	キ) ホームレスの自立支援ネットワーク	ホームレス対策	保護課	28	
	⑥ 防犯体制の充実・安全確保	市民防犯活動の支援	地域振興課	29	
		地域防犯ネットワークの推進	地域振興課	29	
		高齢者の消費生活サポートネットワーク	消費生活センター	29	
		学校セーフティウォッチ	教育委員会学事課	29	
		こども110番のいえ	健全育成課	29	
		交通安全総点検	維持管理課	29	
	⑦ 防災体制の強化・支援	土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備（新規）	総合防災課	29	
		自主防災組織の育成	総合防災課	29	
		災害情報ネットワーク	総合防災課	29	
		災害時要援護者への対応	総合防災課	29	

4 意識啓発・人材育成

基本テーマ	取組項目	主な取り組み	所管課	掲載P	
4 意識啓発・人材育成	⑧福祉への意識を高める	ア) 啓発活動	取り組みにつなげるための支援（新規）	地域福祉課	31
			市職員による出前講座	広聴課 全庁的取組	31
			児童福祉週間、障害者週間における啓発活動	健全育成課 障害企画課	31
			児童虐待防止推進月間における啓発活動	健全育成課 児童相談所	31
			敬老事業を通じての高齢者を敬う意識啓発	高齢福祉課	31
			人権週間等における人権啓発活動	市民総務課	31
		イ) 福祉教育	学校における総合的な学習の時間を通しての福祉教育	教育委員会指導課	31
			ボランティア教育の推進	教育委員会指導課	31
	⑨担い手の確保	ア) 担い手の創出	新たな担い手の創出（新規）	地域福祉課 市民自治推進課	31
			シニア（団塊）世代地域活動支援セミナー（新規）	市民自治推進課	31
		イ) 担い手の養成	社会福祉研修センターの運営	地域福祉課	32
			民生委員・児童委員、主任児童委員の研修	地域福祉課	32
			生涯学習センター・公民館等における指導者及び各種ボランティア養成	教育委員会生涯学習振興課	32
			ヘルスサポーターの養成	各区保健福祉センター健康課 保健所保健指導課 健康企画課	32
			ボランティア育成・活動支援の推進	国際交流課	32
		ウ) ボランティアの実践支援	認知症サポーターの養成講座	高齢福祉課	32
			食生活改善推進員の養成	各区保健福祉センター健康課 保健所保健指導課 健康企画課	32
			ユースリーダーの養成	健全育成課	32
障害のある子どもの学校生活サポート			教育委員会養護教育センター	32	

5 基本盤のS/U

基本テーマ	取組項目	主な取り組み	所管課	掲載P	
5 基本盤のS/U	⑩福祉基盤の整備・活用	バリアフリーのまちづくりの推進	維持管理課 地域福祉課 交通政策課 自転車対策課 教育委員会学校施設課 公園緑地事務所	34	
		交通アクセスの確保	交通政策課	34	
		保健福祉センターの活用	各区保健福祉センター	34	
	⑪各区地域福祉計画推進のための支援	ア) 広報・意識啓発	(再掲) 様々な組織・団体等への働きかけ (新規)	地域福祉課 各区保健福祉センター	34
			(再掲) 取り組みにつなげるための支援 (新規)	地域福祉課	34
			区計画を推進するための、多方面からのサポート (新規)	地域福祉課	34
			(再掲) 地域福祉計画ホームページの充実	地域福祉課	34
			(再掲) 地域福祉活動事例紹介の充実	地域福祉課	34
		イ) 担い手を確保するための支援	(再掲) 新たな担い手の創出 (新規)	地域福祉課 市民自治推進課	34
			(再掲) ボランティアスカフェ	市民自治推進課	35
			(再掲) 社協地区部会活動の活性化へ向けた支援	地域福祉課	35
		ウ) 活動資金・拠点を確保するための支援	地域における活動資金づくりへの支援 (新規)	地域福祉課	35
			(再掲) 既存施設の有効活用	地域福祉課 全庁的取り組み	35
		エ) 地域の連携支援	(再掲) 様々な組織・団体等への働きかけ (新規)	地域福祉課 各区保健福祉センター	35
			(再掲) 地域住民や団体が参加できる場の設定 (新規)	地域福祉課 各区保健福祉センター	35
各区地域福祉計画推進協議会における積極的な情報提供・交換	各区保健福祉センター 地域福祉課		35		

III 各区地域福祉計画の概要

各区地域福祉計画は、第1期計画の策定の理念（多くの生活課題を住民が中心となって解決する。）を継承し、次の4つのポイントに沿って整理しました。

なお、計画期間は、市計画と同じく平成23年度～26年度の4年間としています。

[4つの見直しのポイント]

① 市計画と区計画の役割分担の整理

地域住民が参加・活動する内容（自助・共助）を位置づけた「区計画」と、行政が取り組む内容（公助）を位置づけた「市計画」の役割分担を整理する。

② 現状に則した追加項目の検討

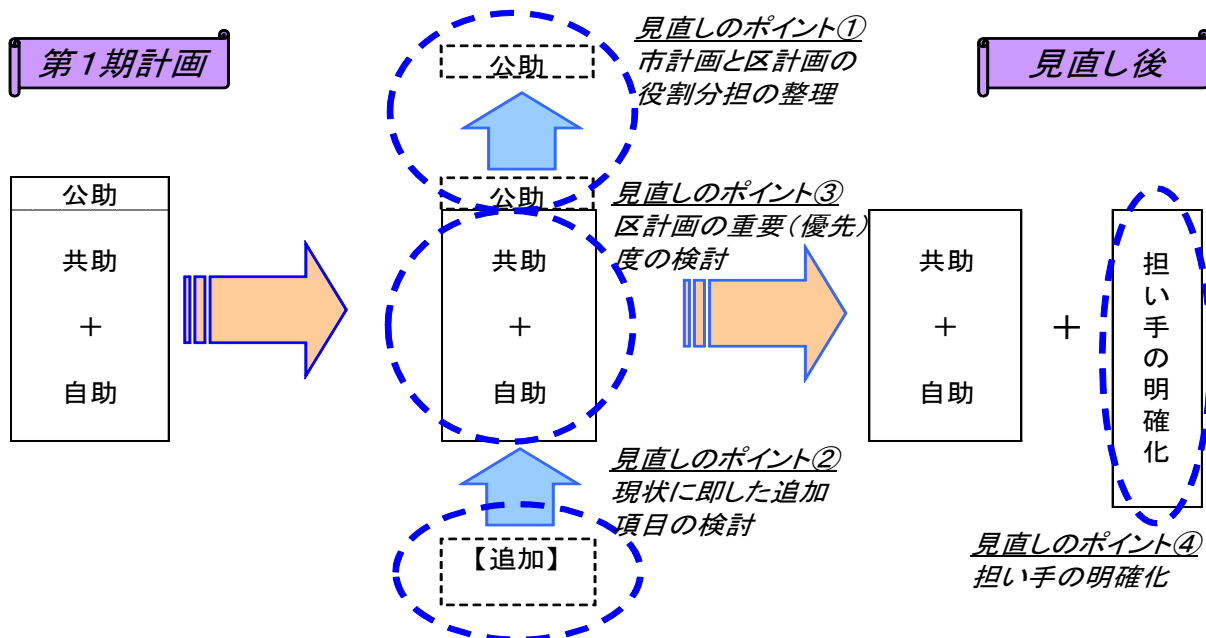
社会経済情勢や国などの動向、その他の諸状況の変化を踏まえて修正を行い、必要に応じて、新たな取組項目を検討する。

③ 区計画の取組項目中に重点（優先）度を設定

各区の特色に合わせた課題への対応を図るため、重点取り組み項目を設定する。

④ 担い手の明確化

区計画を着実に推進するため、それぞれの取組項目について主な担い手を出来る限り明確化する。



第2期中央区地域福祉計画

<基本目標>

みんなでつくろう、支え合い安心して暮らせる中央区

<7つの基本方針と27の具体的な取り組み>

- 1 身近なコミュニティづくりの推進（取組項目数5）
- 2 交流の場と仲間づくり（取組項目数8）
- 3 社会参加の推進（取組項目数2）
- 4 人材の育成・地域の福祉力向上（取組項目数3）
- 5 相談体制、情報提供の場づくり（取組項目数3）
- 6 福祉教育の推進（取組項目数2）
- 7 人にやさしい生活環境づくり（取組項目数4）

<中央区としての重点（優先）項目>

中央区として取り組むべき共通の「重点（優先）項目」は、地域性にとらわれず、どの地区においても同様に取り組むべき必要のあるものと考えられる項目をひとつ設定し、実践していきます。

具体的な取組項目 3 見守り体制をつくる

支援を必要とする人を日頃の付き合いの中で見守りながら、災害時に備える。
地域の中で、支援を必要とする人の意向を尊重しながら、見守り体制をつくり、日頃から安否確認や声かけなどを行いながら、災害時に機能するようにする。

<各地区で選択する重点（優先）項目>

各地区では、地区の地域性や状況などから積極的に取組む項目を9項目の中から選定し、また、重点項目以外の項目についても地域の実状、ニーズ等を考慮して選定し、推進することを期待します。
期待するペースは、年1～2件程度とします。

具体的な取組項目 2 地域ボランティアの拠点づくり

「こんなボランティアできます。」と「こんなボランティアをして欲しい。」といった地域住民の意向をコーディネートする仕組みを地域でつくる。

具体的な取組項目 5 すべての子どもを地域で育てる

近所の子どもと顔見知りになることで、子どもの安全のための見守りにも寄与する。

具体的な取組項目 6 ウィークリーサロン

身近な所で、つどい、交流する場所と機会を拡充する。

具体的な取組項目 11 子育てサロンの充実

子育て中の親子の仲間づくりの場と機会を拡充する。

具体的な取組項目 13 ドッキングプレイス

高齢者、障害者、児童、赤ちゃん連れの母親など、誰もが、朝から夕まで気軽に出入りでき、話し合え、こころを育てる場となるようなサロン的な『ドッキングプレイス』を地域の拠点とし、世代間交流や助け合える関係をつくる。そこに行けば誰かが居て話し相手になってくれる、そのような場所。

具体的な取組項目 16 地域で福祉に関する講座、ボランティア講座等の受講機会を提供

身近な地域で福祉に関する講座等を開催し、地域の人に参加を呼びかけ、地域での福祉に関する関心を高め、福祉活動に参加する人の掘り起こしをすすめ、福祉についての正しい知識を得る機会を提供する。

具体的な取組項目 20 福祉マップ、福祉情報誌

高齢者や障害者、子育て中の親や関係者等に役立つ、わかりやすい福祉マップを作成する。地域のニーズや実態に即した必要な情報も取り入れ、役立つものを目指す。
さらに地域の福祉情報をもりこんだ福祉情報誌の発行も目指す。

具体的な取組項目 23 地域での福祉教育

地域住民の介護力、福祉力の向上や福祉活動への理解と参画を促進する。

具体的な取組項目 25 防犯安全運動の推進

まちの安全を脅かす各種犯罪から、住民や子どもたちを守るため、警察ともよく連携をとりながら、住民の手で防犯安全運動を推進する。

キャッチフレーズ

～ 第2期計画は「実行」を合言葉に 進めよう !!～



第2期花見川区地域福祉計画

＜基本目標＞

「あなたが主役 みずから進んで参加しよう！地域福祉の創造をめざして」

～花見川の恵まれた環境をいかし、一人ひとりが支え合い、住み慣れた地域で安心して暮せる 心豊かなまちづくり～

＜基本の方針と具体的な取組項目＞

基本方針1 誰もが心豊かにふれあい安心して生活できる場と地域で活動しやすい環境づくり

<p>取組みの方向性 (1) 世代を超えた様々な交流の促進</p> <p>具体的な取組み①</p> <p>子ども・高齢者・障害者等と地域住民が相互交流できる機会を増やし、様々な世代間の交流を通して互いを理解し合うとともに、情報交換を促進します。※【重点項目】</p>
<p>取組みの方向性 (2) 誰もが気軽にすごせる場の確保と福祉施設の利用促進</p> <p>具体的な取組み②</p> <p>活動場所を確保するため、コミュニティセンター・公民館などの公の施設や自治会館・集会所、地域にある空き家、空き店舗などの既存の施設を有効利用した居場所づくりを推進します。</p>
<p>具体的な取組み③</p> <p>地域住民が、安全・安心に気軽に活動できるよう、親しみ、ふれあう環境づくりを推進します。</p>
<p>取組みの方向性 (3) 地域社会における参加の推進</p> <p>具体的な取組み④</p> <p>地域住民が地域活動に関心を持つきっかけとなるよう地域のイベント、祭り、町内自治会行事等への参加を促進します。</p>

基本方針2 地域ぐるみで、誰もが支え合い、助け合いのできる地域社会づくり

<p>取組みの方向性 (4) 地域の幅広い人材の育成・活用</p> <p>具体的な取組み⑤</p> <p>子どもの時から福祉意識を醸成（福祉教育の充実）するため、個人、家庭、社会での取組みを推進します。</p>
<p>具体的な取組み⑥</p> <p>地域福祉活動の担い手を育成するために活動を周知し、幅広い分野におけるボランティア体験や、地域活動への参加を促し、人材の育成・活用に努めます。※【重点項目】</p>
<p>具体的な取組み⑦</p> <p>地域福祉活動を充実するために、区ボランティアセンターを活用し、ボランティアの育成に努めます。</p>
<p>取組みの方向性 (5) 地域における各種団体・組織等の活性化</p> <p>具体的な取組み⑧</p> <p>社協地区部会や町内自治会等が、地域における団体活動を充実するため、お互いの活動を理解し、団体同士が連携・協力することで、組織強化に努めます。</p>

取り組みの方向性 (6) 地域生活への支援体制の構築 具体的な取り組み⑨ 地域での助け合いのため、地域のネットワークづくりを拡充し、要支援者などへの、身近な生活支援と独居高齢者の見守り安否確認の推進に努めます。 ※※【重点項目】

基本方針3 身近にいつでも相談できる体制の構築と情報を共有できる仕組みづくり

取り組みの方向性 (7) 必要な情報がいつでも手に入る仕組みづくり 具体的な取り組み⑩ 地域の情報を共有し、わかりやすい情報として、発信・受信するための仕組みづくりに努めます。
具体的な取り組み⑪ 住民相互が交流できる機会を増やしていくとともに、気軽に相談できる場の確保に努めます。
取り組みの方向性 (8) 適切なサービスが受けられるための仕組みづくり 具体的な取り組み⑫ 地域の福祉課題に対応するため、地域ぐるみの支援体制の充実に努めるとともに、利用し易いコーディネート機能の拡充に努めます。
具体的な取り組み⑬ 地域住民が必要としている、ニーズに応じた支援を行うため、地域ぐるみの活動の充実に努めます。

基本方針4 恵まれた地域性を生かし、リフレッシュできる、住み慣れた地域で安全に安心して暮せる地域づくり

取り組みの方向性 (9) 心身の健康づくりの推進 具体的な取り組み⑭ 地域における多種多様な健康情報がある中、住民自ら自分に適した健康づくりの機会に積極的に参加し、心身の健康づくりに努めましょう。 ※【重点項目】
取り組みの方向性 (10) 地域が安心・安全な防犯・防災の仕組みの充実 具体的な取り組み⑮ 地域での防犯意識を高め、自主防犯活動を強化・充実することで、安心・安全な町づくりに努めます。 ※【重点項目】
具体的な取り組み⑯ 地域での防災意識を高め、災害時における地域防災や、協力体制の仕組みづくりの充実に努めます。 ※【重点項目】

<計画の推進に向けて>

この計画が「絵にかいた餅」にならないよう計画に盛り込まれた内容を地域の皆さんがとりあげ、各々の地域の創意工夫により具体的な活動へ繋げていくために、以下のように計画推進に向けての様々な方策を行っていく必要があります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・計画の普及・啓発 ・担い手の確保 ・財源の確保 |
|--|

第 2 期稲毛区地域福祉計画

＜基本目標＞

ま ち
みんなで支え合い、安心して暮らせる稲毛をめざして
－ 心のバリアフリーから始まる“地域発”の取り組み －

＜基本方針＞

- 基本方針 1 地域に住む人々が、お互いを知り、理解することから始めよう
- 基本方針 2 人と人とのつながりをつくり、活かし、支え合い助け合う地域での連携プレー
- 基本方針 3 「気軽に、楽しく、おしゃべりしたり、過ごせたり、活動したり」するみんなの居場所づくり
- 基本方針 4 身近なところで必要な情報を得ることができる仕組みづくり
- 基本方針 5 日頃からの緊急時に備えた取り組み

＜稲毛区としての重点項目＞

基本方針	施策の方向性	具体的な取り組み
2	(1) 身近な地域での連携・協力による支援や見守り	① 地域で活動している人・組織との連携・協力
	(2) 新たなかたちでの支援や見守り	① ボランティアの人材育成
		② 活動の中核となれる人材の発掘
5	(1) いざというときに必要な情報把握	① 安心カードの作成と活用
	(2) 災害時などの支援体制の協力	① 災害時に対応した地域住民の研鑽を図る

地域で活動している人・組織との連携・協力

- ・ 地域で活躍する人・組織が所有している情報をプライバシーに十分配慮しながら共有し、各地域の実情にあった形で連携・協力し、「遠くの親戚より近隣で生活する身近な人による支え合い助け合えるより良い地域」をめざします。
- ・ 人・組織が行っている活動や役割を地域の人に知らせます。
- ・ 市や専門機関とも連携・協力して行います。
- ・ 今後「新たなかたちでの支援や見守り」にあるコーディネート組織や暮らしの助っ人隊、大学などとも連携・協力を図っていきます。

ボランティアの人材育成

- ・ 地域活動を行うのに、ボランティアの存在は欠かせません。このため、講座を開催してボランティアを育成します。
- ・ 地域の方に各種ボランティア活動への参加を促し、体験を通して、ボランティアの育成に努めます。
- ・ ボランティア活動を充実させるため、専門研修の実施などリーダーの養成に努めます。

活動の中核となる人材の発掘

- ・ 区内に居住する各種の福祉関係の専門職や、ことぶき大学校などの生涯大学の修了者、ボランティア経験者などから希望者を募り、登録し、人材を発掘します。
- ・ 特に定年退職者などは、有力なサポーターとして今後期待されます。

コーディネート組織の連携

- ・ 各地区でコーディネート組織が立ち上がっています。
- ・ コーディネート組織が機能していくためには、地域で活動している人や組織、大学などの協力・連携が不可欠です。賛同していただけたところと少しずつネットワークを拡げていきます。
- ・ 最終的には、中学校単位くらいごとにコーディネート組織が立ち上がり、毎日活動しているような地域をめざします。
- ・ 相談や支援に対しては、プライバシーの問題や組織の信頼性、トラブル時の対応、運営方法など、課題もあります。実施にあたっては、慎重に検討しながら進めていきます。

安心カードの作成と活用

- ・ 社会福祉協議会地区部会や民生委員・児童委員が中心となって、氏名や住所、緊急時の連絡先、地域の民生委員・児童委員などを記載し、緊急時など必要な情報として役立つ安心カードを地域に住む高齢者や障害者などに対し、配布します。
- ・ 在宅中のときは玄関などの発見しやすい場所に、外出するときにはそれを持っていってもらい、いざというときに役立つような対応ができるようにします。
- ・ 地域に安心カードについて周知し、有効に活用できるように工夫します。

災害時に対応した地域住民の研鑽を図る

- ・ 町内自治会や要支援者団体等で消防署の職員等の災害時対応の専門家を呼んで、災害が起きたときの対応、日頃の備え、避難所生活を送るうえで、障害者や赤ちゃんがいる方など特別な配慮を要する人に対する知識などについて講習を受けます。また、お互いの意見交換の場としても行っています。
- ・ 避難訓練を行いますが、参加者が役員や一部の人のみでなく、支援を必要とする人が進んで参加できる地域全体としての意識改革が必要です。そのためには、普段から近隣との情報交換や積極的な交流が大切です。
- ・ 現在、市全体で取り組んでいる、自主防災組織についても進めていくことも必要です。要支援者団体と市などによる話し合いの場をつくり、避難場所のバリアフリー化、車椅子用トイレ、授乳場所の確保等要支援者にとって必要不可欠なものに対することについて検討をしていきます。

第2期若葉区地域福祉計画

<基本目標>

だれもが いきいきと暮らせる しあわせのまち 若葉区

—あなたとわたしでつくる 支えあう地域福祉の実現を目指して—

<5つの仕組み（基本テーマ）と13の施策の方向性と25の課題解決に向けた提案>

《仕組み1》 だれもが顔見知り、交流とふれあいの仕組みをつくりましょう【重点項目】

1 近隣同士がふれあう機会をつくる

- (1) 向こう三軒両隣ふれあい運動の推進
- (2) 子どもたちを見守り育てる活動の実施

2 エリア、世代やハンデを超えてふれあう機会をつくる

- (3) 公園やサークル活動を利用した交流機会の創出
- (4) 福祉施設等でのふれあい交流活動の実施

3 気軽に過ごせる場所をつくる

- (5) 気軽に過ごせる拠点（ふれあいハウス・サロン・センター）の創出
- (6) 多様な仲間づくり、市民活動の促進

《仕組み2》 あなたもわたしも地域の一員、身近な支えあいの仕組みをつくりましょう【重点項目】

4 身近なところから支えあいの機運を高める

- (7) 仕組みづくりの啓発活動（助けあいシステムへのとっかかり施策として）
- (8) 活動の中核となれる人材の発掘
- (9) 「わたしたちのまちの福祉を考える会」（仮称）の設置

5 支えあうシステムをつくる

- (10) 助けあい支えあいシステム
- (11) 地域でできる介護予防

《仕組み3》 備えあれば憂いなし、安全と見守りの仕組みをつくりましょう

6 防犯・防災意識を高め実践する

- (12) 防犯・防災意識の啓発活動
- (13) 防犯・防災巡回の実施

7 要支援者を見守る

- (14) 要支援者の把握
- (15) 要支援者を見守る体制の整備
- (16) 民生委員・児童委員の活動支援

8 緊急時の支援システムをつくる

- (17) 緊急時避難誘導システムの構築

《仕組み4》 必要な情報が行き渡り、気軽に相談しあえる仕組みをつくりましょう
9 身近に情報が得られ相談できる (18) 地域福祉に関する情報のホームページ開設 (19) 地域版「よろず相談窓口」の構築 (20) 身近な場所に出張相談

《仕組み5》 世代を超えて、ともに学びあい参加できる仕組みをつくりましょう
10 家庭や地域で福祉のこころを育む (21) 福祉のこころを育む活動の推進
11 こころのバリアフリーの推進 (22) 誰にでもやさしい地域づくり
12 人材を発掘し活用する (23) わかばボランティアクラブの発足 (24) ふれあいショップの創設
13 福祉を学び実践する (25) 地域での福祉教室の開催と活動支援

＜計画の実現に向けて＞

若葉区では、共助を中心に優先して取り組むべき課題と担い手を明らかにし、地域の様々な団体とのネットワーク化により地域福祉を推進します。

1 地域福祉計画の広報・PR

地域の団体の会議等の場を利用し、行政、区推進協が出向き、計画の説明をします。また、PR用リーフレットの配布等により、情報を発信します。

2 若葉区で主に取り組むテーマ

仕組み1と2を重点項目として取り組みます。

《仕組み1》だれもが顔見知り、交流とふれあいの仕組みをつくりましょう

⇒町内自治会の交流とふれあいの様々な取り組み等を支援します。

《仕組み2》あなたもわたしも地域の一員、身近な支えあいの仕組みをつくりましょう

⇒見守り・簡単な家事援助など支えあいの仕組みづくりに取り組みます。

3 担い手・コーディネーター

区内の大学・高校と連携し、学生ボランティアを募り、活動を推進します。また、福祉活動推進員を増員し、各町内自治会に1名以上配置し、町内自治会と社協地区部会を結びつけ、ネットワークづくりをしていきます。

4 活動団体の連携

地域の様々な団体との連携を強化し、地域の生活課題を共有し、ネットワーク化します。

5 活動資金・活動拠点

地域で賄う活動資金について、一緒に知恵を出し合い、支援します。また、既存施設の有効利用について、可能な方向を模索します。

第2期緑区地域福祉計画

＜基本目標＞

地域住民のきずなを深め、みんなが手を結び合い、住みよいまちづくりを推進する

- 明るい社会を築いてきた高齢者のために —
- 未来を築く子どもたちのために —
- 障害者（児）が希望を持って地域に生き、働けるために —

＜5つのキーワード（基本方針）と取り組み（解決策）＞ ※◎は重点目標（項目）

基本方針1 コミュニケーション（交流・ふれあい・社会参加） 「向こう三軒両隣」この気持ちで人と人のつながりを大切にします。
①地域での交流、ふれあいの機会に対する希望の把握 ア 高齢者の希望 イ 子どもの希望 ウ 障害者（児）の希望
②家庭内で取り組むコミュニケーション ア お年寄りや両親の体験話を聴こう イ 家族中心の食事の場を大切にしよう ウ 家族共通の話題を見つけよう、一緒にテレビを見よう
③地域で取り組むコミュニケーション ア いきいきプラザ・いきいきセンターの活用 イ いきいき・ふれあいサロンの拡充 ウ 地域の行事に参加しよう◎ エ 地域でのバザーやスポーツ大会、朝市の開催 オ 子ども会で集団生活の決まりを学ぼう カ ふるさとの文化行事を通して先人の業績を学ぼう キ 核家族の子育て不安を解消◎
④福祉活動・学習を通じたコミュニケーション ア 障害者（児）がすすんで参加出来る行事 イ 意見を聴取する会・講演会の開催◎ ウ 地域間交流の機会をつくる エ 学校との交流◎
⑤地域活動の活性化・相談機能の充実 ア 老人クラブの活性化 イ 子ども会の活性化 ウ 町内自治会の活性化 エ よろず相談 オ 既存の交流の場における相談
⑥コミュニケーション支援の環境整備 ア 情報の共有化 イ 環境整備

基本方針2 施設の活用（居場所・安らぎ・学び） 「安らぎと学び」成就と達成感を高齢者、子ども、障害者（児）・子育て中の母親・支援者、みんなで広げます。
①要支援者などへの支援 ア 高齢者への支援 イ 障害者（児）への支援 ウ 子どもたちへの支援◎ エ 学び、趣味、集いの支援
②活動の場の確保 ア 活動の場の確保
③ボランティア活動 ア ボランティアによる支援 イ 元気な高齢者によるボランティアの支援◎

基本方針3 緊急時の支援・対応（安心・安全・安住）	
「安心・安全・安住」みんなで支援し、みんなで守ります。	
①緊急時の意識啓発	ア 家庭における意識啓発 イ 地域における意識啓発
②地域での情報提供の充実	ア 災害時避難誘導體制の充実◎ イ 情報伝達体制の充実
③防災訓練・備蓄品などの充実	ア 防災訓練の充実 イ 72時間（3日間）自給生活の徹底◎ ウ 緊急時の食料、医薬品等の調達、供給体制づくり エ 防災備品、使用方法の充実と訓練
④ボランティアの人材確保と事前登録制の整備並びに充実	ア 災害時ボランティア活動参加の呼びかけ イ 専門ボランティアの確保・育成 ウ 災害後のストレスに対する措置
⑤身近な災害・犯罪被害の防止対策	ア 身近な防犯、安全対策 イ 地域防犯対策 ウ 防犯広報活動
⑥関係機関との連携	ア 地域諸団体、行政機関との連携◎
⑦防犯・防災組織の拠点づくりと情報の共有活動	ア 防犯・防災組織の連絡拠点づくり イ 地域の各防災・防犯組織の連携

基本方針4 身近な生活支援（手伝い・助け合い・声かけ合いの輪を）	
「困ったときは、声かけて」みんなで考え、積極的に働きかけます。	
①要支援者への支援	ア 家事などの支援 イ 通院・通所時の不安解消支援 ウ 安否の確認◎ エ 不登校児に対する見守り オ 健康づくり支援
②要支援者の家族への支援	ア 子どもの一時預かり イ 子育て支援 ウ 障害者（児）の家族の支援 エ 自宅療養中の家族がいる家庭への支援
③地域住民への支援	ア まちの安全点検◎
④身近な生活支援を確立するための取組	ア ボランティアの確保

基本方針5 交通対策（気軽に便利に行動を）	
「外出は、心のオアシス」一人でも気軽に出かけられるために。	
①家族の意識啓発	ア 家族の協力
②移送サービス事業などの検討	ア 地域住民の実態把握◎ イ 移送サービス事業の検討◎
③バリアフリー化の促進	ア 歩道等の改善◎
④交通対策に関する情報提供	ア 情報の共有化

<計画の推進に向けて>

広報誌などを通して計画の周知徹底を図ります。また、重点目標を決めて計画を推進するとともに、福祉社会の情勢や地域社会の変化に応じて、年度ごと、必要に応じ、見直しを実施します。

また、区推進協で①地域住民の協力《住民の声が入る区推進協に直接届くようなくみづくり》②地域福祉協力ネットワークづくり《担い手に挙げた各機関の連携・情報交換・情報の共有》③コーディネーター機能（地域の支援役）の充実《地域住民とネットワークへの仲立ち、社協地区部会や区推進協との連携》について、有機的に結びつけ計画を推進していきます。

第 2 期美浜区地域福祉計画

＜基本目標＞

みんなが主役！^{まち}こころ豊かな美浜づくり

美浜区は、地域や住民に多様性のある区であり、それぞれが向き合い、理解し合い、協力し合うことにより、地域のみんなで安心して暮らせる「こころ豊かな」まちづくりを目指します。

＜基本方針＞

基本方針Ⅰ 市民主体による協働のまちづくり（3つの施策の方向性、7つの取り組み）

地域で生活している住民自身により、地域の生活課題に対して、協働して支援に取り組む「まちづくり」を進めます。

基本方針Ⅱ 必要な情報が、いつでも得られ相談できる仕組みづくり

（2つの施策の方向性、5つの取組み）

地域の誰もが、必要とする情報を得やすく、必要な支援に結びつくことができるように、地域でできる取組みを進めます。

基本方針Ⅲ 誰もが暮らしやすい環境づくり（4つの施策の方向性、8つの取り組み）

地域コミュニティの形成が推進され、だれもが安心していきいきと暮せる「まちづくり」に、地域でできる取組みを進めます。

基本方針Ⅳ 福祉を支える仕組み（活用）と人づくり（3つの施策の方向性、7つの取り組み）

地域での自立生活を支援する制度の利用を促進するとともに、地域にできる、地域の資産を活用した、支援を展開してゆくために必要な人づくりを進めます。

＜重点項目＞

地域のコミュニケーションや交流を深める取組み、及び、支援を必要とする人への見守りや生活支援に関する取組項目を重点項目としています。

《基本方針・施策の方向・取り組み》

※優先度が大きい項目（重点項目）

基本方針	施策の方向性	取り組み
Ⅰ 市民主体による協働のまちづくり	1 地域の世話役づくり	(1)新しい近隣づくり活動（日頃から、あいさつに心がけ、近隣とのコミュニケーションから始めよう。） ※
		(2)中学校区を中心に、地域福祉を推進する地域活動団体の連携強化（地域の現状把握と活動充実）。※
	2 安心、見守り体制の構築	(3)地域の“みんなで”支え合う「あんしん支え合いネット」の構築 ※
		(4)学校と地域が連携した防災訓練の実施

		(5)災害発生時の地域での対応マニュアル整備※	
	3 町内自治会・社協地区部 会・NPO等による地域住民 の生活支援	(6)地域みんなで連携し、中学校区を単位とした「(仮称)地域福祉まちづくり会議」の設置。 (7)地域の課題をコミュニティビジネスで解決できないか取り組んでみましょう。	
Ⅱ 必要な情報が、いつでも 得られ相談で きる仕組みづ くり	4 情報発信の強化	(8)地域のだれもが身近で得られる情報の発信 (9)地域のだれもがわかる情報の発信	
	5 身近な相談者の確保	(10)日頃から、地域にどんな支援を必要な人がいるか、また、どんな相談窓口があるか知っておこう。※ (11)民生委員・児童委員と地域で取り組まれている「助け合い活動」などとの連携を図る。※	
		(12)あんしんケアセンターの利用促進（出張相談の利用と充実）※	
Ⅲ 誰もが暮 らしやすい環 境づくり	6 居場所、交流の場づくり	(13)小中学校の余裕教室・空き教室活用※ (14)フリースペースの設置場所の確保と運営管理体制の検討※ (15)町内自治会、公営住宅、民間集合住宅の集会所の活用※ (16)空き店舗や、店舗の客入りの閑散な営業時間帯を活用したコミュニティスペースの提供と商店街の活性化 ※	
		7 地域での定住、在宅での 安心した暮らしの確保	(17)障害者や高齢者の地域での交流促進による自立促進（雇用促進） (18)近所に、何でも相談できる「かかりつけ医」を持ちましょう。※
			8 災害時における要援護 者への避難支援
		9 交通手段の充実	(20)地域での送迎ボランティアや福祉輸送の推進
	Ⅳ 福祉を支 える仕組み（活 用）と人づくり	10 社会福祉協議会の利 用促進	(21)日常生活自立支援事業の利用促進 (22)成年後見制度の利用促進
11 「福祉意識の醸成」・「人 権意識確立」			(23)誰もが隔てなく暮らせるまちづくり (24)地域で高齢者虐待や児童虐待を予防 (25)福祉教育の実践
		12 ボランティアセンタ ーの活用促進	(26)美浜区ボランティアセンターを活用したボランティア活動への参加推進 ※ (27)研修の実施などによるボランティアの養成と地域人材の活用（自分の力や特技を、地域のボランティア活動に生かそう。）※



IV 地域福祉に関するアンケート調査結果

①インターネットモニターアンケート調査

- 1 調査名 地域福祉に関するアンケート
- 2 調査期間 平成22年2月10日午前9時～17日午前4時
- 3 調査対象モニター数 2,040人
- 4 調査回答モニター数 959人（回答率 47%）
 ※ 割合（%）は複数選択の設問や、小数点第2位以下四捨五入のため、割合の合計が100%にならない場合があります。
- 5 調査結果

〈選択項目〉

- (1) 地域福祉に関しておたずねします。

お住まいの地域では、どのような身近な支え合い・助け合いの活動（地域福祉活動）が行われていますか。（いくつでも）

身近な地域情報の整理と提供（福祉情報マップの作成など）	108	7.0%
ひとり暮らしのお年寄りの安否確認や話し相手	103	6.7%
地域内の防犯パトロール	571	37.1%
家事手伝い（ごみ出し、庭木の手入れ）・簡単な大工仕事や家財道具の修理	91	5.9%
病院など外出時の付き添い	44	2.9%
買い物の代行	51	3.3%
子育てサロンや育児サークル	280	18.2%
その他の活動	88	5.7%
行われていない	202	13.1%

- (2) お住まいの地域で、身近な支え合い・助け合いの活動（地域福祉活動）を行っている人たちは、どのような方ですか。（いくつでも）

近所の人	247	15.1%
友人・知人	83	5.1%
民生委員・児童委員	268	16.4%
町内会・自治会	477	29.1%
老人会・老人クラブ	120	7.3%
千葉市社会福祉協議会地区部会	113	6.9%
ボランティアグループ・NPO	177	10.8%
その他	153	9.3%

(3) ご近所との関係について、望まれる関係はどのようなものですか。(1つだけ)

なんでも相談し、助け合いたい	99	10.3%
簡単な頼みごとができる関係がよい	632	65.9%
挨拶する程度でよい	222	23.1%
まったくつき合わずに生活するのがよい	6	0.6%

(4) 普段困ったことがおきた場合、手助けを頼みたい相手はどの方でしょうか。(いくつでも)

近所の人	347	17.3%
友人・知人	626	31.1%
民生委員・児童委員	79	3.9%
町内会・自治会	113	5.6%
老人会・老人クラブ	11	0.5%
千葉市社会福祉協議会地区部会	71	3.5%
ボランティアグループ・NPO	81	4.0%
身内(同居以外)	638	31.7%
その他	44	2.2%

(5) 支援を必要とする方のために、地域福祉活動を行うことができますか。(1つだけ)

すでに活動に参加している	58	6.0%
今後、参加したいと思っている	81	8.4%
時間に余裕があれば参加したい	320	33.4%
交通費など実費が出れば参加したい	56	5.8%
実費に加え、少額でも報酬があれば参加したい	125	13.0%
関心があるが、どうしたらよいかわからない	250	26.1%
関心がない	69	7.2%

(6) どのような支援ができますか。(いくつでも)

身近な地域情報の整理と提供(福祉情報マップの作成など)	243	12.0%
ひとり暮らしのお年寄りの安否確認や話し相手	281	13.8%
地域内の防犯パトロール	409	20.1%
家事手伝い(ごみ出し、庭木の手入れ)・簡単な大工仕事や家財道具の修理	206	10.1%
病院など外出時の付き添い	149	7.3%
買い物の代行	273	13.4%
子育てサロンや育児サークルの手伝い	219	10.8%
その他の支援	153	7.5%
できない	98	4.8%

〈記述項目〉

(1) 設問内容

身近な支え合い・助け合いの活動（地域福祉活動）が地域に浸透するにはどのような事が必要ですか。また、どのような支援が必要ですか。

（自由記述）512文字まで。半角カナは使えません。

(2) 回答概要

上記設問に関し多種多様な回答が寄せられました。

自由記述のため回答内容は一律ではありませんが、現計画に記載の「施策の方向」との関連性を基に分類したところ、その結果は次表のとおりです。

施 策 の 方 向	件 数
1 手軽に気軽にわかりやすく情報が得られる	85
2 相談しやすい体制をつくる	12
3 身近な居場所を確保する	14
4 多様な交流の機会を増やす	173
5 社会参加の機会を増やす	5
6 住民自ら活動に取り組む	68
7 地域の団体・グループ活動を活発化する	5
8 身近なささえあいの仕組みをつくる	48
9 安心して暮らせるまちを創る	12
10 さまざまな団体・組織の活動の輪をひろげる	34
11 地域福祉を担う人の資質を高める	1
12 福祉の心をはぐくむ	68
13 その他	91
合 計	616

(3) 主な内容

ア 各地域における住民同士の繋がりを深めることが重要である。

イ そのためには各種催しを開催し、コミュニケーションを深めることが重要である。

ウ ボランティア活動に関する情報がほとんど周知されておらず、広報の充実強化が必要である。

エ ボランティア活動においては、多少の謝礼の支払う方が、気軽に依頼できより活発になる。

②千葉市一人暮らし高齢者等見守り支援事業に関わる実態調査



8ページでご紹介した一人暮らし高齢者見守り支援事業に関わる実態調査では、回答のあった1,520人のうち約4分の1の394人がボランティア活動をしている、したいと回答しています。そのうち37.6%の方は、活動をした分野として高齢者の声かけ・見守りを挙げています。また、全回答者のうち約7割の方が、1人暮らし高齢者などの見守りを支えるための活動資金を集める方法として、①募金箱への募金、②チャリティーコンサート・バザーによる募金、③寄付を含んだ商品の購入、④自治会費の上乗せ徴収に参加しようと思うと答えています。

※表紙の絵は、平成22年度福祉のまちづくり推進福祉体験 標語・ポスター・作文コンクール
千葉市教育長賞〈小学生の部〉を受賞した作品です。

第2期千葉市地域福祉計画

発行	平成23年3月
編集・発行	千葉市 保健福祉局 地域福祉課 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1
電話	043-245-5158
FAX	043-245-5620
電子メール	chiiki.HW-cf@city.chiba.lg.jp

